

金融機関融資担当者・関係機関のみなさまへ

2026年度

信用保証ハンドブック

[制度版]



奈良県信用保証協会
マスコットキャラクター「ほしよまる」



企業とともに未来を拓く

奈良県信用保証協会

目 次

【協会制度】

制度融資名	制度融資名(詳細)	保証書表示名	制度融資コード	責任共有対象	事業者選択型制度(横断型)可否	ページ
事業者選択型経営者保証 非提供制度(横断的制度)	—	—	—	—	—	1~2
	事業者選択型A(国補助・4号)	国補助選択型A	305001	×	—	3~4
	事業者選択型B(国補助・5号)	国補助選択型B	305002	○	—	3~4
	事業者選択型C(国補助・一般)	国補助選択型C	305003	○	—	3~4
	事業者選択型D(国補助・審査会型消滅保証・4号)	国補助選択型D	305011	×	—	3~4
	事業者選択型E(国補助・審査会型消滅保証・5号)	国補助選択型E	305012	×	—	3~4
	事業者選択型F(国補助・審査会型消滅保証・一般)	国補助選択型F	305013	×	—	3~4
	事業者選択型G(国補助・非審査会型消滅保証・4号)	国補助選択型G	305021	×	—	3~4
	事業者選択型H(国補助・非審査会型消滅保証・5号)	国補助選択型H	305022	×	—	3~4
	事業者選択型I(国補助・非審査会型消滅保証・一般)	国補助選択型I	305023	×	—	3~4
事業者選択型J(国補助・経営サポート会議型消滅保証・4号)	国補助選択型J	305031	×	—	3~4	
事業者選択型K(国補助・経営サポート会議型消滅保証・5号)	国補助選択型K	305032	×	—	3~4	
事業者選択型L(国補助・経営サポート会議型消滅保証・一般)	国補助選択型L	305033	×	—	3~4	
財務要件型無担保無保証人保証(セレクト)	財務要件型無担保無保証人保証(セレクト)(一括)	セレクト一括	601601	○	—	5
	財務要件型無担保無保証人保証(セレクト)(半年毎)	セレクト半年毎	601602	○	—	5
	財務要件型無担保無保証人保証(セレクト)(毎月)	セレクト毎月	601603	○	—	5
	財務要件型無担保無保証人保証(セレクト)(一括・負担金)	セレクト一括負	601604	○	—	5
	財務要件型無担保無保証人保証(セレクト)(半年毎・負担金)	セレクト半年負	601605	○	—	5
財務要件型無担保無保証人保証(セレクト)(毎月・負担金)	セレクト毎月負	601606	○	—	5	
提携保証借換型保証(ブリッジ)	提携保証借換型保証(ブリッジ)	ブリッジ	601701	○	○	6
	提携保証借換型保証(ブリッジ)(負担金)	ブリッジ負	601702	○	×	6
モニタリング強化型特別保証	モニタリング強化型特別保証	モニ特別	308001	○	○	7
	協調支援型特別保証(プロパー・コロナ借換)	協調特別A	307001	○	○	8
協調支援型特別保証	協調支援型特別保証(プロパー・その他)	協調特別B	307002	○	○	8
	協調支援型特別保証(モニタリング・コロナ借換)	協調特別C	307003	○	○	8
	協調支援型特別保証(モニタリング・その他)	協調特別D	307004	○	○	8
	プロパー融資借換特別保証	プロパー融資借換特別保証	プロパー借換	306001	○	×
アシスト保証	アシスト保証制度(借換無)	アシスト借換無	601501	○	○	10
	アシスト保証制度(借換有)	アシスト借換有	601502	○	○	10
	アシスト保証制度(純新規)	アシスト純新規	601503	○	○	10
	アシスト保証制度(借換無・負担金)	アシスト借換無負	601504	○	×	10
	アシスト保証制度(借換有・負担金)	アシスト借換有負	601505	○	×	10
	アシスト保証制度(純新規・負担金)	アシスト純新負	601506	○	×	10
経営力強化保証	経営力強化保証(借換無・一般)	経営力強化4	302211	○	○	11
	経営力強化保証(借換有・一般)	経営力強化5	302212	○	○	11
	経営力強化保証(借換有・5号)	経営力強化6	302213	○	○	11
タイムリー保証	タイムリー保証	タイムリー保証	601203	○	○	12
SDGs推進保証	SDGs推進保証	SDGs推進	601401	○	○	13
中小企業特定社債保証(SDGs貢献型)	特定社債(SDGs貢献型)	SDGs社債	300803	○(部分保証)	—	14
スタートアップ 創出促進保証	スタートアップ創出促進保証	SSS保証	304001	×	—	15
	スタートアップ創出促進保証(商工会経由)	SSS保証(商)	304002	×	—	15
	スタートアップ創出促進保証(再挑戦消滅)	SSS保証(消)	304011	×	—	15
創業関連保証	創業関連	創業	503101	×	○	16
	創業関連(商工会経由)	創業(商)	503103	×	○	16
再挑戦支援保証	再挑戦支援保証	再挑戦支援	301301	×	○	17
条件変更改善型借換保証	条件変更改善型借換保証	条変改善型保証	302501	○	○	18
集約ローン20	集約ローン20	集約ローン20	505701	○	○	19
事業再生保証	事業再生保証	事業再生	301001	×	○	20
	改善サポート経営改善	改善サポ経再1	302331	○	○	21~22
	改善サポート経営改善(責任共有対象借換)	改善サポ経再2	302332	○	○	21~22
	改善サポート経営改善(特小・責任共有対象外借換)	改善サポ経再3	302333	×	×	21~22
	改善サポート経営改善(再生審査会型消滅保証)	改善サポ経再4	302334	×	○	21~22
	改善サポート経営改善(非再生審査会型消滅保証)	改善サポ経再5	302335	×	○	21~22
	改善サポート経営改善(経営サポート会議型保証)	改善サポ経再6	302336	×	○	21~22
	改善サポート経営改善(責任共有対象外借換)	改善サポ経再7	302337	×	○	21~22
	改善サポート経営改善経保免除	改善サポ経再A	302341	○	×	21~22
	改善サポート経営改善経保免除(責任共有対象借換)	改善サポ経再B	302342	×	×	21~22
	改善サポート経営改善経保免除(再生審査会型消滅保証)	改善サポ経再C	302343	×	×	21~22
	改善サポート経営改善経保(非再生審査会型消滅保証)	改善サポ経再D	302344	×	×	21~22
	改善サポート経営改善経保(経営サポート会議型保証)	改善サポ経再E	302345	×	×	21~22
	改善サポート経営改善経保免除(責任共有対象外借換)	改善サポ経再F	302346	×	×	21~22
事業再生計画実施関連 保証(改善サポート)	事業再生計画実施関連	改善サポート1	302301	○	○	23
	事業再生計画実施関連(求債権消滅・審査会)	改善サポート2	302302	×	○	23
	事業再生計画実施関連(求債権消滅・非審査会)	改善サポート2	302303	×	○	23
	事業再生計画実施関連(責任共有対象外)	改善サポート3	302304	×	○	23
	事業再生計画実施関連(求債権消滅・経営サポート型)	改善サポート2	302305	×	○	23
	事業再生計画実施関連(危機指定期間5号同額借換)	改善サポート4	302306	×	○	23

制度融資名	制度融資名(詳細)	保証書表示名	制度融資コード	責任共有対象	事業者選択型制度(横断型)可否	ページ	
一般保証・手形割引根保証	一般(個別保証)	一般(個別)	900001	○	○	24	
	一般(根保証 手貸)	一般(根手貸)	900002	○	○	24	
	一般(個別保証 割引)	一般(個別)	900003	○	○	24	
	一般(根保証 割引)	一般(根割)	900004	○	○	24	
当座貸越(貸付専用型)根保証	当座貸越	当座貸越	400201	○	○	25	
アドバンス当座貸越	当座貸越(アドバンス当貸)	アドバンス当貸	400202	○	○	27	
(貸付専用型)根保証	当座貸越(アドバンス当貸) 負担金	アドバンス(負	400203	○	×	27	
小規模事業者カードローン当座貸越根保証(リトルカード)	小規模事業者カードローン当座貸越根保証	リトルカード	400302	○	○	28	
事業者カードローン当座貸越根保証	カード当座貸越	カード当貸	400301	○	○	29	
流動資産担保融資保証	流動資産担保融資	流動資産	301201	○(部分保証)	×	30	
	流動資産担保融資 根保証	流動資産根	301202	○(部分保証)	×	30	
長期経営資金	長期経営資金	長期経営	400101	○	○	31	
全国小口零細企業保証	小口零細企業	全国小口	504601	×	○	32	
	小口零細企業 経営関連	全国小口経営	504602	×	○	32	
中小企業特定社債保証	中小企業特定社債	特定社債	300801	○(部分保証)	—	33	
事業性評価保証(コラボ)	事業性評価保証	事業性評価	600901	○	○	34	
経営力向上関連保証	経営力向上関連保証	経営力向上	302601	○	○	35	
特例経営力向上関連保証	特例経営力向上関連保証	特例経営力向上	302602	○	×	※	35
短期継続保証	短期継続保証制度	短期継続	506201	○	○	36	
	短期継続保証制度(負担金)	短期継続(負	506204	○	×	36	
財務要件型無保証人保証	財務要件型無保証人保証	財務要件型	302901	○	—	37	
ティアアップ50(協調融資保証)	協調融資保証制度(ティアアップ50)	ティアアップ50	600701	○	○	39	
	協調融資保証制度(ティアアップ50)新規先	ティアアップ(新	600702	○	○	39	
	協調融資保証制度(ティアアップ50)負担金	ティアアップ(負	600703	○	×	39	
	協調融資保証制度(ティアアップ50)新規先・負担金	ティアアップ新負	600704	○	×	39	
無担保パワフル保証	無担保パワフル保証(負担金)	無担保パワ(負	600601	○	×	40	
	無担保パワフル保証	無担保パワ	600602	○	○	40	
デラックス100	デラックス100(負担金)	デラックス(負	600801	○	×	41	
	デラックス100	デラックス	600802	○	○	41	
危機関連保証	危機関連保証	危機関連	302701	×	○	42	
経営安定関連特別融資保証(セーフティネット)	経営安定関連	経営安定	500501	○	○	43	
	経営安定関連 求償権消滅 審査会型	経営安定	500503	1号~4号,6号=×	○	43	
	経営安定関連 求償権消滅 非審査会型	経営安定	500504	5号,7号,8号=○	○	43	
事業承継特別保証	事業承継特別保証(事業承継前・保証料軽減なし)	承継特別①	508101	○	—	44	
	事業承継特別保証(事業承継前・保証料軽減あり)	承継特別②	508102	○	—	44	
	事業承継特別保証(事業承継後・保証料軽減なし)	承継特別③	508103	○	—	44	
	事業承継特別保証(事業承継後・保証料軽減あり)	承継特別④	508104	○	—	44	
経営承継準備関連保証	経営承継準備関連保証	経営承継準備	506801	○	×	※	45
	経営承継準備関連保証(保証人なし)	経営承継準備保	506802	○	—	45	
特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継	506901	○	○	46	
経営承継関連保証	経営承継関連保証	経営承継	504401	○	○	47	
特定経営承継関連保証	特定経営承継関連保証	特定経営承継	506001	○	○	48	
経営承継借換関連保証	経営承継借換関連保証(保証料軽減なし)	経営承継借換①	509201	○	×	49	
	経営承継借換関連保証(保証料軽減あり)	経営承継借換②	509202	○	×	49	
事業承継サポート保証	事業承継サポート保証	承継サポート	506101	○	○	50	
地域経済牽引事業関連保証	地域経済牽引事業関連保証	地域牽引事業	505801	○	○	51	
特例地域経済牽引事業関連保証	特例地域経済牽引事業	特例地域牽引事	505802	○	×	※	51
自主廃業支援保証	自主廃業支援保証	自主廃業支援	302801	○	○	52	
ロングラン20	ロングラン20保証(負担金)	ロング20(負	601301	○	×	53	
	ロングラン20保証	ロング20	601302	○	○	53	
特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	高度情報通信	509101	○	○	54	

※各事務取扱要領上で規定する経営者保証不要の取扱いを適用しない場合、適用可能。

【県制度】※資金使途は県内で行う事業に係るもの

制度融資名	制度融資名(詳細)	保証書表示名	制度融資コード	責任共有対象	事業者選択型制度(横断型)可否	ページ
経営強化資金	県経営強化資金 R8	県経営強化 R8	100811	○	○	55
	県経営強化資金(創業実績) R8	県経営強化 R8	100813	○	○	55
協調支援型資金	県協調支援型資金保証(プロパー・コロナ借換)	県協調支援 A	105801	○	○	56
	県協調支援型資金保証(プロパー・その他)	県協調支援 B	105802	○	○	56
	県協調支援型資金保証(モニタリング・コロナ借換)	県協調支援 C	105803	○	○	56
	県協調支援型資金保証(モニタリング・その他)	県協調支援 D	105804	○	○	56
経営安定化支援資金	県経営安定化支援資金	県モ二特別	105901	○	○	57
小規模企業者資金	県小規模企業者資金(商工会・商工会議所枠) R8	県小規(商 R8	103206	×	○	58
	県小規模企業者資金(特別枠) R8	県小規(特 R8	103207	×	○	58
地域産業振興資金	県地域産業振興資金 R8	県地域振興 R8	102606	○	○	59
	県地域産業振興資金(田原本) R8	県地域振興 R8	102607	○	○	59

制度融資名	制度融資名(詳細)	保証書表示名	制度融資コード	責任共有対象	事業者選択型制度(横断型)可否	ページ
再生支援資金 (県改善サポート保証)	県再生支援資金 R8	県改サポ R8	101116	○	○	60
	県再生支援資金(求償権消滅・審査会型) R8	県改サポ2R8	101117	×	○	60
	県再生支援資金(求償権消滅・非審査会型) R8	県改サポ2R8	101118	×	○	60
	県再生支援資金(求償権消滅・経営サポート型) R8	県改サポ3R8	101119	×	○	60
	県再生支援資金(責任共有対象外) R8	県改サポ2R8	101120	×	○	60
経済緊急資金 【経営環境変化・災害枠】	県経済緊急資金(経営環境変化・災害枠) 災害R8	県経環災害 R8	100921	○	○	61
	県経済緊急資金(経営環境変化・災害枠) 売却債権 R8	県経環売債 R8	100922	○	○	61
	県経済緊急資金(経営環境変化・災害枠) 地域振興 R8	県経環地振 R8	100923	○	○	61
	県経済緊急資金(経営環境変化・災害枠) 省エネ R8	県経環省エ R8	100924	○	○	61
	県経済緊急資金(経営環境変化・災害枠) 緊急対策 R8	県経環緊急 R8	100925	○	○	61
県経済緊急資金(経営環境変化・災害枠) 社会的要因 BR8	県経環社 BR8	100926	○	○	61	
経済緊急資金 【セーフティネット枠】	県経済緊急資金(セーフティネット枠) BR8	県セーフ BR8	102812	○	○	62
	県経済緊急資金(セーフティネット枠) B(5号・損補) R8	県セーフ BR8	102813	○	○	62
	県経済緊急資金(セーフティネット枠) 納付控除 R8	県セーフ R8	102811	○	○	62
経済緊急資金【危機関連枠】	県経済緊急資金(危機関連枠) BR8	県危機 BR8	104904	×	○	63
チャレンジ資金	県チャレンジ資金 R8	県チャ R8	104506	○	○	64
チャレンジ資金【事業連携枠】	県チャレンジ資金(県事業連携枠) R8	県チャ事連 R8	105701	○	○	65
チャレンジ資金【経営革新計画枠】	県チャレンジ資金(経営革新計画枠) R8	県チャ経営 R8	104507	○	○	66
チャレンジ資金【県産木材利用促進】	県チャレンジ資金(県産木材利用促進) R8	県チャ木材 R8	104508	○	○	66
チャレンジ資金【小規模企業者枠】	県チャレンジ資金(小規模企業者枠) R8	県チャ小規 R8	104509	○	○	67
チャレンジ資金【研究開発枠】	県チャレンジ資金(研究開発枠) R8	県チャ研究 R8	105002	○	○	68
チャレンジ資金【インバウンド枠】	県チャレンジ資金(インバウンド枠)	県チャ(イン)	105101	○	○	69
チャレンジ資金【地域未来投資促進】	県チャレンジ資金(地域未来投資促進)	県チャ地域未来	103801	○	○	70
チャレンジ資金【脱炭素枠】	県チャレンジ資金(脱炭素枠)	県チャ(脱炭)	104401	○	○	71
チャレンジ資金【宿泊施設整備枠】	県チャレンジ資金(宿泊施設整備枠) R8	県チャ宿整 R8	103104	○	○	72
創業資金	県創業資金 R8	県創業 R8	102342	×	○	73
	県創業資金(離職者・認特) R8	県創業維持 R8	102343	×	○	73
	県創業資金(商工会) R8	県創業(商 R8)	102344	×	○	73
創業資金 【ブラッシュアップ枠】	県創業資金(ブラッシュアップ枠) R8	県創業ブラ R8	102350	×	○	74
	県創業資金(県産木材利用促進) R8	県創業木材 R8	102351	×	○	74
創業資金【南部・東部枠】	県創業資金(南部・東部枠) R8	県創業南東 R8	102352	×	○	75
創業資金【女性・若者・シニア・UJターン枠】	県創業資金(女性・若者・シニア・UJターン枠) R8	県創業女若 R8	102353	×	○	76
創業資金【飲食店枠】	県創業資金(飲食店枠) R8	県創業飲食 R8	102354	×	○	77
創業資金【宿泊施設枠】	県創業資金(宿泊施設枠) R8	県創業宿泊 R8	102355	×	○	78
創業資金 (スタートアップ創出促進保証)	県創業資金(SSS) R8	県創業 SR8	102345	×	—	73
	県創業資金(離職者・認特・SSS) R8	県創業維持 SR8	102346	×	—	73
	県創業資金(商工会・SSS) R8	県創業(商 S)	102347	×	—	73
	県創業資金(ブラッシュアップ枠・SSS) R8	県創業ブラ SR8	102356	×	—	74
	県創業資金(県産木材利用促進・SSS) R8	県創業木 SR8	102357	×	—	74
	県創業資金(南部・東部枠・SSS) R8	県創業南東 SR8	102358	×	—	75
	県創業資金(女性・若者・シニア・UJターン枠・SSS) R8	県創業女シ SR8	102359	×	—	76
	県創業資金(飲食店枠・SSS) R8	県創業飲食 SR8	102360	×	—	77
	県創業資金(宿泊施設枠・SSS) R8	県創業宿泊 SR8	102361	×	—	78
SDGs推進資金	県SDGs推進資金	県SDGs推進 A	104701	○	○	79
SDGs推進資金【スタンダード認証枠】	県SDGs推進資金(スタンダード認証枠)	県SDGs推進 B	104702	○	○	80
SDGs推進資金【アドバンス認証枠】	県SDGs推進資金(アドバンス認証枠)	県SDGs推進 C	104703	○	○	81
事業承継資金	県事業承継資金(経営承継関連型) R8	県事承関連 R8	104811	○	○	82
	県事業承継資金(一般保証型) R8	県事承一般 R8	104812	○	○	82
	県事業承継資金(特定経営承継関連型) R8	県事承関連 R8	104813	○	○	82
	県事業承継資金(経営承継準備関連型) R8	県事承関連 R8	104814	○	○	82
	県事業承継資金(特定経営承継準備関連型) R8	県事承関連 R8	104815	○	○	82
	県事業承継資金(経営承継借換型) R8	県事承借換 R8	104816	○	○	82
	事業承継資金【県事業連携枠】	県事業承継資金(県事業連携枠) R8	県事承事連 R8	104817	○	○

【市町村制度】

制度融資名	制度融資名(詳細)	保証書表示名	制度融資コード	責任共有対象	事業者選択型制度(横断型)可否	ページ
奈良市	奈良市中小企業事業資金	奈良市事業資金	200120	○	○	84
	奈良市小規模企業小口事業資金	奈良市零細	200116	×	○	84
	奈良市創業支援資金	奈良市創業	200118	×	○	84
	奈良市中小企業支援事業資金(認定枠)	奈良市認定	200121	○	○	85
	奈良市企業立地事業資金(認定枠)	奈良市企業立地認	200122	○	○	85
大和高田市	大和高田市特別保証	高田市特別	200405	○	○	86
	大和高田市創業者支援保証	高田市創業者	200409	×	○	86
大和郡山市	大和郡山市運転資金保証	郡山市運転	200206	○	○	87
	大和郡山市設備資金保証	郡山市設備	200209	○	○	87
	大和郡山市店舗改造資金保証	郡山市店舗	200212	○	○	87

制度融資名	制度融資名(詳細)	保証書表示名	制度融資コード	責任共有対象	事業者選択型制度(横断型)可否	ページ
天理市	天理市運転資金保証	天理市運転	200305	○	○	88
	天理市設備資金保証	天理市設備	200308	○	○	88
	天理市店舗改造資金保証	天理市店舗	200311	○	○	88
橿原市	天理市店舗改造資金保証(500万以下)	天理市店舗B	200312	○	○	88
	橿原市特別小口融資保証	橿原市小口	200704	○	○	89
	橿原市緊急融資保証	橿原市緊急	200707	○	○	89
桜井市	橿原市創業支援融資保証	橿原市創業	200708	×	○	89
	桜井市中小企業融資保証	桜井市特別	200603	○	○	90
	桜井市木材産業特別融資保証	桜井市木材	200605	○	○	90
	桜井市創業者向け中小企業融資保証	桜井市創業	200606	×	○	91
五條市	桜井市宿泊事業者融資保証	桜井市宿泊	200607	○	○	91
	五條市特別小口資金保証	五條市	201001	○	○	92
御所市	五條市緊急特別小口資金保証	五條市緊急	201002	○	○	92
生駒市	御所市特別保証	御所市	200804	○	○	93
	生駒市事業融資資金保証	生駒市小口全補	200508	○	○	94
	生駒市事業融資資金保証(500万以下)	生駒小口全補B	200513	○	○	94
	生駒市企業立地促進事業保証	生駒市企立全補	200509	○	○	95
	生駒市企業立地促進事業保証(500万以下)	生駒企立全補B	200514	○	○	95
	生駒市再生可能エネルギー保証	生駒市再工全補	200510	○	○	95
	生駒市再生可能エネルギー保証(500万以下)	生駒再工全補B	200515	○	○	95
	生駒市再生可能エネルギー保証(3000万以下)	生駒再工全補C	200516	○	○	95
	生駒市創業支援資金保証	生駒市創業全補	200511	×	○	94
	生駒市創業支援資金保証(500万以下)	生駒創業全補B	200517	×	○	94
	香芝市	香芝市運転資金保証	香芝市運転	201206	○	○
香芝市設備資金保証		香芝市設備	201210	○	○	96
香芝市設備資金保証(1000万以下)		香芝市設備B	201212	○	○	96
香芝市創業支援資金保証		香芝市創業	201211	×	○	96
葛城市	葛城市運転資金保証	葛城市運転	200903	○	○	97
	葛城市設備資金保証	葛城市設備	200906	○	○	97
	葛城市創業支援資金保証	葛城市創業	200907	×	○	97
宇陀市	宇陀市中小企業等資金融資保証	宇陀市	201701	○	○	98
平群町	平群町小口融資保証	平群町	201502	○	○	99
田原本町	田原本町中小企業資金保証	田原本町	201104	○	○	100
	田原本町創業支援資金保証	田原本町創業	201105	×	○	100
明日香村	明日香村中小企業資金保証	明日香村	201403	○	○	101

【保証制度について】

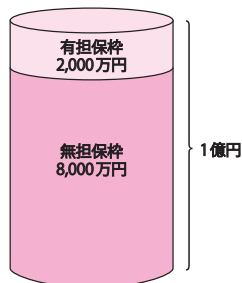
保証制度には、一般制度(協会制度や地公体制度)や国の施策により別枠が認められた制度があります(併用が可能です)。

一般制度	個人・法人	組合
有担保枠	2億円	4億円
無担保枠	8,000万円	8,000万円

別枠制度	個人・法人	組合
有担保枠	2億円	4億円
無担保枠	8,000万円	8,000万円

○保証限度額が無担保枠(8,000万円)以上の制度

※保証限度額1億円の場合



申込時	無担保枠(8,000万円)を超える金額での申込の場合、無担保枠と有担保枠(普通保険)の2本立てとなるため、2口に分けての申込が必要です。
-----	--

※対象制度の内、有担保枠(普通保険)を無担保扱いで利用できる制度(上限あり)

- ・財務要件型無担保無保証人保証(セレクト)
- ・提携保証借換型保証(ブリッジ)
- ・アシスト保証
- ・アドバンス当座貸越(貸付専用型)根保証
- ・短期継続保証
- ・協調融資保証(タイアップ50)
- ・無担保パワフル保証
- ・デラックス100
- ・ロングラン20保証

経営者保証の提供を希望しない方に

事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）

既存の保証制度にて、保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替することにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速し、中小企業者の事業の発展に繋げることを目的とした制度です。

※本制度は、個別の保証制度ではありません。

資格要件	<p>ご利用する保証制度の要件を満たしたうえで、次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)</p> <p>(1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。</p> <p>(2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。</p> <p>(3)次のいずれかを満たすこと。</p> <p>①直前決算において債務超過でない。(※2)</p> <p>②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。(※3)</p> <p>(4)次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。</p> <p>①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。</p> <p>②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。</p> <p>(5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。</p> <p>※1 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、(1)、(2)および(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。</p> <p>※2 貸借対照表において「純資産の額≥ 0」となること。</p> <p>※3 損益計算書において「経常利益+減価償却≥ 0」となること。</p>
保証限度額	
保証割合	
資金使途	ご利用する制度の定めによる
返済方法	
保証期間	
保証料率	<p>【資格要件(3)①および②のいずれも満たす場合】</p> <p>ご利用する保証制度の保証料率に0.25%上乗せ</p> <p>【資格要件(3)①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合】</p> <p>ご利用する保証制度の保証料率に0.45%上乗せ</p>
貸付利率	ご利用する制度の定めによる
その他	<p>※「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書が必要。</p> <p>※次に掲げる保険に係る保証が対象</p> <p>無担保保険 公害防止保険 エネルギー対策保険 海外投資関係保険 新事業開拓保険 事業再生保険</p>

●提出書類の取扱い

- ・事業者選択型制度のご利用を希望される場合
「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書』のご提出が必要となります。
- ・経営者保証を提供することを希望される場合(事業者選択型制度を利用しない場合)
「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明』のご提出が必要となります。
※申込人が個人の場合は不要です。

提出書類パターン表

	①	②	③
事業者選択型制度の利用を希望	○	—	—
事業者選択型制度以外の経営者保証を不要とする制度等の利用を希望	—	○	—
経営者保証を提供することを希望	—	—	○

- ①「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書
- ②他の経営者保証不要制度の添付書類
※【金融機関連携型】の確認書(「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書)等
- ③「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

●申込時の注意事項

事業者選択型制度のご利用を希望される場合は、信用保証依頼書の保証制度欄に「利用する保証制度名(横断的の制度)」とご記載ください。

例) 一般保証の場合

一般保証(横断的の制度)

経営者保証の提供を希望しない方に

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度 (国補助制度)

中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助することにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速し、中小企業者の事業の発展に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)</p> <p>(1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。</p> <p>(2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。</p> <p>(3)次のいずれかを満たすこと。</p> <p>①直前決算において債務超過でない。(※2)</p> <p>②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。(※3)</p> <p>(4)次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。</p> <p>①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。</p> <p>②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。</p> <p>(5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。</p> <p>※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)および(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合、(3)は問いません。</p> <p>※2 貸借対照表において「純資産の額\geq0」となること。</p> <p>※3 損益計算書において「経常利益+減価償却\geq0」となること。</p> <p>【セーフティネット4号】 上記要件を満たし、中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること。</p> <p>【セーフティネット5号】 上記要件を満たし、保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること。</p>
保証限度額	8,000万円 ※セーフティネット4号、セーフティネット5号の場合は一般保証と別枠で8,000万円
保証割合	80%(責任共有保証) ※セーフティネット4号の場合は責任共有対象外
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金
返済方法	一括、分割(1年以内の据置可)
保証期間	一括 1年以内 分割 10年以内

【セーフティネット4号】

資格要件(3)①および②のいずれも満たす場合

責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率に0.25%上乗せ

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年 率 %					1.15						
国 負 担					0.05						
本人負担					1.10					-	-

資格要件(3)①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合

責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率に0.45%上乗せ

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年 率 %					1.35						
国 負 担					0.05						
本人負担					1.30					-	-

【セーフティネット5号】

資格要件(3)①および②のいずれも満たす場合

責任共有対象・リスク考慮型対象外料率に0.25%上乗せ

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年 率 %					1.05						
国 負 担					0.05						
本人負担					1.00					-	-

資格要件(3)①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合

責任共有対象・リスク考慮型対象外料率に0.45%上乗せ

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年 率 %					1.25						
国 負 担					0.05						
本人負担					1.20					-	-

【一般保証】

資格要件(3)①および②のいずれも満たす場合

責任共有基本料率に0.25%上乗せ

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年 率 %	2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85	0.70		
国 負 担	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05		
本人負担	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65	-	-

資格要件(3)①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合

責任共有基本料率に0.45%上乗せ

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年 率 %	2.35	2.20	2.00	1.80	1.60	1.45	1.25	1.05	0.90		
国 負 担	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05		
本人負担	2.30	2.15	1.95	1.75	1.55	1.40	1.20	1.00	0.85	-	-

*国負担の保証料については、当初保証料のみ。条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国負担対象外

*保証申込日に応じて下記の通り国からの保証料補助が変動する。

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 0.05%

保
証
料
率

貸付
利率

金融機関所定

そ
の
他

*「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書が必要。

*令和9年3月31日までの当協会申込受付分

一定の財務要件を満たし、担保・経営者保証の提供を希望しない方に

財務要件型無担保無保証人保証（セレクト）

一定の財務要件の下で金融機関と保証協会が連携し、担保に依存することなく、また経営者保証を不要とする保証を行うことにより、各々の中小企業者に応じた返済方法を選択することで、積極的な設備投資および事業拡大を促すことを目的とした制度です。

資格要件

- 次の(1)～(5)をすべて満たす法人
- (1)同一事業を2年以上営み、1期12ヶ月の決算書を直近2期分提出できること。
 - (2)取扱金融機関と正常な与信取引があり、取扱金融機関の推薦があること。
 - (3)手形、小切手、電子記録債権等について不渡り、取引停止処分、租税公課滞納等のネガティブ情報がないこと。
 - (4)信用保証協会の求償権先の関係人でないこと。
 - (5)申込直前期の決算において、以下の財務基準を満たしていること。

		要件1	要件2	要件3
(1) 純資産額		5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
(2) 自己資本比率	いずれか	20%以上	20%以上	15%以上
(3) 純資産倍率		2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
(4) 使用総資本事業利益率	いずれか	10%以上	10%以上	5%以上
(5) インタレスト・カバレッジ・レーシオ		2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

保証限度額

借入限度額 2億8,000万円
 普通保証 2億円
 無担保保証 8,000万円
 ※保証金額は3,000万円以上、百万円単位
 ※普通保険を無担保扱いで利用する負担金保証の限度額は、既存の保証債務残高を含み2億円

保証割合

80%（責任共有保証）

資金用途

運転資金、設備資金、運設資金（既存保証の借換は不可）

返済方法

一括、分割

保証期間

一括 7年以内 分割 7年以内（6ヶ月毎返済）、15年以内（据置2年可・毎月返済）

保証料率

責任共有基本料率より各カテゴリ 20% 割引

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年 率 %	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36	—	○

貸付利率

金融機関所定

その他

※保証申込時に「財務要件型無担保無保証人保証（セレクト）制度推薦書兼資格要件確認書」の提出が必要。
 ※決算期毎に決算書を徴求し、当協会へ提出すること。
 ※令和9年3月31日までの当協会申込受付分

金融機関と保証協会の協調により、資金繰りの安定化と発展を図る方に

提携保証借換型保証（ブリッジ）

恒常的に運転資金が必要とされる中小企業者に対し、金融機関と保証協会が連携して短期資金を供給することで、資金繰りの安定化を図り、継続的な経営支援を行い、県内中小企業者の経営改善・発展に資することを目的とした制度です。

資格要件	<p>次の①～④のすべてに該当する中小企業・小規模事業者であること。</p> <p>①既存保証に、「短期継続保証制度」・「短期継続ワイド保証制度」・「デラックス100保証制度」・「当座貸越（貸付専用型）根保証（アドバンス当貸）」・「無担保パワフル保証制度」（以下、「提携保証」という）があること。または「提携保証借換型保証制度（ブリッジ）」（以下、「ブリッジ」という）において借換した保証を再度借換するもの</p> <p>②既存保証分において、返済緩和の条件変更を行っていないこと。</p> <p>③信用保証協会の求償権先およびその関係人でないこと。</p> <p>④手形、小切手、電子記録債権等について不渡り、取引停止処分、租税公課滞納などネガティブ情報がないこと。</p>																								
保証限度額	<p>借入限度額 2億8,000万円</p> <p>普通保証 2億円</p> <p>無担保保証 8,000万円</p> <p>※普通保証を無担保扱いで利用する負担金保証の限度額は、既存の保証債務残高を含み2億円</p> <p>※既存の被借換保証口である「提携保証」または「ブリッジ」の元金を上限とする。</p>																								
保証割合	80%（責任共有保証）																								
資金使途	運転資金（ただし、同一金融機関における既存の「提携保証」または「ブリッジ」の借換に限る。）																								
返済方法	<p>一括、分割</p> <p>※約定返済額は、保証金額（被借換保証口の元金）を180で除した額を下回らないこと。</p> <p>なお、初回の本保証利用に限り一括返済（2年）が可能。</p>																								
保証期間	2年以内																								
保証料率	<p>責任共有基本料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与														
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○														
貸付利率	金融機関所定																								
その他	※保証期間内に金融機関においてモニタリングにより、所定の経営改善・返済計画を要し、次回本保証申込時に保証協会に報告すること。																								

経営状況の変化の予兆を早期に捉え、経営支援等により経営力の向上・経営状況の改善に取り組む方に

モニタリング強化型特別保証

物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える中小企業者の事業の成長や立て直しに向けた資金需要等に応えることで、資金繰りの円滑化を図るとともに、中小企業者が認定支援機関と連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資することを目的とした制度です。

資格要件
認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者
なお、認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。

保証限度額
借入限度額 2億8,000万円（組合4億8,000万円）
普通保証 2億円（組合4億円）
無担保保証 8,000万円

保証割合
80%（責任共有保証）

資金使途
運転資金、設備資金、運設資金

返済方法
一括、分割（運転1年以内、設備・運設3年以内の据置可）

保証期間
一括 1年以内 分割 10年以内

責任共有基本料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
国負担	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22		
本人負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	—	—

※借入金額に対し上記の表に定める料率を適用する。なお、当協会への保証申込日が令和8年3月16日から令和9年3月31日までの場合、上記の表に定める補助率に相当する額を国が補助する。

貸付利率
金融機関所定

※モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書が必要。
※申込金融機関において、次の(1)~(3)の責務を負う。

(1)金融機関は、原則として、年に1回中小企業者から経営状況等の報告を受けるとともに、随時、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けるとする。

(2)金融機関は、原則として、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度（以下「モニタリング期間」という。）にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の経営状況等を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、申込金融機関、融資実行年月、認定経営革新等支援機関名、認定経営革新等支援機関ID、認定経営革新等支援機関種別および財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(3)金融機関は、モニタリング期間中に、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けた場合、信用保証協会に対し報告し、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関および信用保証協会との対話を通じて、追加的な経営支援を検討するものとする。

※令和11年3月31日までの当協会申込受付分

金融機関と保証協会の協調により、資金繰りの安定化と発展を図る方

協調支援型特別保証制度

原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とした制度です。

資格要件	次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者 (1)申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。 (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行うこと。		
保証限度額	借入限度額 普通保証 無担保保証	2億8,000万円 2億円 8,000万円	(組合4億8,000万円) (組合4億円)
保証割合	80% (責任共有保証)		
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金		
返済方法	一括、分割(運転1年以内、設備・運設3年以内の据置可)		
保証期間	一括 1年以内 分割 10年以内		

保証料率	資格要件(1)の場合 責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	国負担	0.63	0.58	0.51	0.45	0.38	0.33	0.26	0.20	0.15		
	本人負担	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30	-	-
	資格要件(2)の場合 責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	国負担	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11		
	本人負担	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	-	-
<p>※国負担の保証料については、当初保証料のみ。条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国負担対象外</p> <p>※資格要件(1)の場合、保証申込日に応じて下記の通り国からの保証料補助が変動します。</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 1/3相当</p> <p>令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 1/4相当</p>												

貸付利率 金融機関所定

※下記①～②の書類の添付が必要。
 ①申込人資格要件申告書兼誓約書
 ②資格要件(2)の場合、経営行動計画書
 ※資格要件(2)の場合、申込金融機関において、次の(1)～(4)の責務を負う。
 (1)金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から経営状況等の報告を受けるものとする。
 (2)金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直しおよび同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
 (3)金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況ならびに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残高、金融機関の訪問回数および財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該条件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
 (4)金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。
 ※令和10年3月31日までの当協会申込受付分

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入がある法人に

プロパー融資借換特別保証制度

既存のプロパー融資について、経営者保証を提供しない保証制度へ借換えることにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速し、中小企業者の事業の発展に繋げることを目的とした制度です。

資 格 要 件	<p>次の(1)~(4)をすべて満たす法人</p> <p>(1)資産超過であること。</p> <p>(2)EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費))が10倍以内であること。</p> <p>(3)申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>(4)信用保証協会への申込日※において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※申込日が危機指定期間内または新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号指定期間内である場合は、要件の確認基準日について緩和措置がある。</p>																								
保 証 限 度 額	<p>借入限度額 2億8,000万円 (組合4億8,000万円)</p> <p> 普通保証 2億円 (組合4億円)</p> <p> 無担保保証 8,000万円</p> <p>※申込金融機関における保証限度額は、保証協会の保証を付さない借入(プロパー借入)のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とする。</p>																								
保 証 割 合	80% (責任共有保証)																								
資 金 使 途	借換資金(申込金融機関における保証協会の保証を付さない借入(プロパー借入)のうち、経営者保証を提供している事業資金の借換に限る。)																								
返 済 方 法	一括、分割(1年以内の据置可)																								
保 証 期 間	一括 1年以内 分割 10年以内																								
保 証 料 率	<p>責任共有基本料率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">年 率 %</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与														
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○														
貸 付 利 率	金融機関所定																								
そ の 他	<p>※下記①~②の書類の添付が必要。</p> <p>①財務要件等確認書</p> <p>②借換債務等確認書</p> <p>※申込金融機関において、次の(1)~(2)いずれかの要件を満たす必要がある。</p> <p>(1)経営者保証を提供せず、かつ保全のない保証協会の保証を付さない借入(プロパー借入)を借り入れること。</p> <p>(2)本制度による返済部分を除く保証協会の保証を付さない借入(プロパー借入)の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解除した借入について保全がないこと。</p> <p>※令和9年3月31日までの当協会申込受付分</p>																								

金融機関と保証協会の協調により、資金繰りの安定化と発展を図る方

アシスト保証

金融機関と保証協会が協調し、県内中小企業・小規模事業者の資金繰りの安定化と発展をサポートすることを目的とした制度です。

資格要件	金融機関が継続支援方針であり、次の①～⑤すべてに該当すること。 ①同一事業を2年以上営み、1期12ヶ月の決算書(申告書)を直近2期分提出できること。 ②不渡り、取引停止処分中、税金滞納などのネガティブ情報がないこと。 ③求償権先の関係人でないこと。 ④CRDの保証料率が「4」以上であること。 ⑤プロパー与信が2年以上あって、保証申込時点で本保証制度(真水部分)と同額以上のプロパー(同時実行含む。ただし、融資期間が2年以上)があること。																								
保証限度額	【法人】 2億8,000万円(ただし、無担保は8,000万円以内) ※また、保証料率区分が「5」、「6」については、1億8,000万円、保証料率区分が「7」、「8」、「9」については、2億8,000万円を限度とし、それぞれ無担保での取扱いが可能。 【個人】 8,000万円 なお、法人個人の場合とも既存の保証債務残高を含む。																								
保証割合	80%(責任共有保証)																								
資金使途	運転資金(既存保証の借換も可能)																								
返済方法	一括、分割(2年以内の据置可)																								
保証期間	一括 1年以内 分割 15年																								
保証料率	【借換なし】 責任共有基本料率より各カテゴリ 15% 割引																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 率 %</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.15</td> <td>0.98</td> <td>0.85</td> <td>0.68</td> <td>0.51</td> <td>0.39</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年 率 %	—	—	—	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与													
	年 率 %	—	—	—	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○													
【借換あり】 責任共有基本料率より各カテゴリ 10% 割引																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 率 %</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.21</td> <td>1.03</td> <td>0.90</td> <td>0.72</td> <td>0.54</td> <td>0.40</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年 率 %	—	—	—	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40	○	○	
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与														
年 率 %	—	—	—	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40	○	○														
貸付利率	【協会新規利用先】 責任共有基本料率より各カテゴリ 20% 割引																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 率 %</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.08</td> <td>0.92</td> <td>0.80</td> <td>0.64</td> <td>0.48</td> <td>0.36</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年 率 %	—	—	—	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36	○	○
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与														
年 率 %	—	—	—	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36	○	○														
その他	※申込にあたり、「アシスト保証制度」資格要件確認書が必要。 ※協会と覚書を締結している金融機関が利用可能。 ※令和9年3月31日までの当協会申込受付分																								

金融と経営支援の一体的取り組みにより経営力の強化を図る方に

経営力強化保証

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、経営力の強化を図ることを目的とした制度です。

資格要件	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者 【セーフティネット5号】 上記要件を満たし、次の①～②のいずれも満たすもの ①保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けているもの ②既往の新型コロナウイルス感染症関連保証を借り換えるもの												
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）											
	普通保証	2億円（組合4億円）											
	無担保保証	8,000万円											
	※セーフティネット5号の場合は一般保証と別料で2億8,000万円												
保証割合	80%（責任共有保証）												
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金 ※借換資金も対象（運転資金、運設資金）												
返済方法	一括、分割（1年以内の据置可）												
保証期間	一括 1年以内 分割 運転資金5年、設備資金7年、運設資金7年、借換資金10年												
保証料率	責任共有基本料率より各カテゴリ1区分低い料率を適用												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
	年率%	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○	○	
貸付利率	【セーフティネット5号】												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
	年率%	0.80										○	—
その他	※下記①～②の書類の添付が必要。 ①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業計画書（申込人が策定したもの） ※経営安定関連保証（5号）については、保険法第2条第5項第5号に規定する市町村長または特別区長の認定書が必要。 ※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、事業年度毎に協会に報告する。												

経営の維持・発展のためのスピーディな事業資金を必要とする中小企業者の方に

タイムリー保証

県内中小企業者の発展とスピーディな資金繰りの安定に寄与することを目的とした制度です。

資格要件	県内で事業を行う中小企業者											
保証限度額	8,000万円											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金用途	運転資金											
返済方法	分割 (1年以内の据置可)											
保証期間	10年											
保証料率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	
貸付利率	金融機関所定											
その他	※事前相談が必要。											

SDGsに貢献する取組みを行っている、または行おうとしている中小企業者の方に

SDGs推進保証

SDGsに貢献する取組みを継続的に行っている、または行おうとしている中小企業者に対して、安定した経営の強化を図ることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～③すべてに該当すること。 ①保証協会の保証対象要件に該当する中小企業者であること。 ②既保証付融資が条件変更等の返済緩和を実施していないこと。 ③SDGsに貢献する取組みを行っている (SDGs宣言)、または行おうとし、国、自治体、第三者からの認証・認定を受けていること。												
保証限度額	3,000万円 (保証金額は100万円以上)												
保証割合	80% (責任共有保証)												
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金 ※目標達成のための資金であること。												
返済方法	一括、分割 (1年以内の据置可)												
保証期間	一括 1年以内 分割 10年以内												
保証料率	責任共有基本料率より各カテゴリ 20% 割引												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
年率%	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36	○	○		
貸付利率	金融機関所定												
その他	※SDGs宣言書の提出が必要。 ※認証・認定書の提出が必要。 (ISO、働きやすい職場認証、健康経営宣言、職場まるごと健康宣言 等) ※既存保証の借換不可 ※令和9年3月31日までの当協会申込受付分												

SDGsに貢献する取組みを行っている、または行おうとしている中小企業者の方に

中小企業特定社債 (SDGs 貢献型)

SDGs に貢献する取組みを継続的に行っている、または行おうとしている中小企業者に対して、信用保証協会が一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債（私募債）について保証を行うことにより、その事業資金を供給し、中小企業者の事業発展に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	①直前の決算において1号要件～3号要件のいずれかに該当する中小企業者												
	(1) 純資産額					1号要件	2号要件	3号要件					
	(2) 自己資本比率	いずれか				5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上					
	(3) 純資産倍率					20%以上	20%以上	15%以上					
	(4) 使用総資本事業利益率	いずれか				2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上					
(5) インタレスト・カバレッジ・レーシオ					10%以上	10%以上	5%以上						
						2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上					
	②SDGsに貢献する取組を行っている、または行おうとしている中小企業者												
保証限度額	発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 ※社債の最低発行額は3,000万円												
保証割合	80% (部分保証)												
資金用途	運転資金、設備資金、運設資金												
返済方法	満期一括償還 または 定期償還												
保証期間	2年～7年												
保証料率	責任共有基本料率より各カテゴリ 20% 割引												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
年率%	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36	○	○		
貸付利率	金融機関所定												
その他	※社債の引受が政令で定める金融機関からのものであること。 ※特定社債保証 (SDGs 貢献型) 資格要件申込書が必要。 ※令和9年3月31日までの当協会申込受付分												

創業をお考えの方に、創業から5年までの法人に

スタートアップ創出促進保証

経営者保証が不要なため、新たな事業を創業するために必要な資金確保や、過去の事業での経験を活かして再チャレンジするために必要な資金確保を容易にし、起業家の事業の活性化を目的とした制度です。

資格要件	<p><創業される方></p> <p>(1)産業競争力強化法に掲げる次の①～②のいずれかに該当し、事業開始の具体的な計画を有する創業者</p> <p>①事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの(認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内)</p> <p>②中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</p> <p><創業から5年までの法人></p> <p>(2)産業競争力強化法に掲げる次の①～③のいずれかの創業者である中小企業者であって、事業を開始または会社を設立した日以後5年を経過していないもの</p> <p>①事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>②中小企業者である会社が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>③事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年を経過していないもの</p>																							
保証限度額	3,500万円(創業関連保証・再挑戦支援保証と同枠)																							
保証割合	100%(責任共有対象外保証)																							
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金																							
返済方法	分割(1年以内の据置可) ※申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、または保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は3年以内の据置可																							
保証期間	10年																							
保証料率	責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%					1.20					—
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与													
年率%					1.20					—	○													
貸付利率	商工会議所・商工会経由 責任共有対象外・リスク考慮型対象外上記料率より 0.3% 引き下げ																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.90</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%					0.90					—
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与													
年率%					0.90					—	○													
その他	<p>※経営者保証不要</p> <p>※創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)が必要。</p> <p>※認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については市町村長の証明が必要。</p> <p>※創業予定者または税務申告1期末終了の方は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要。</p> <p>※融資実行後原則3年目および5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受ける必要がある。</p> <p>※商工会議所・商工会経由については、申込書を商工会議所・商工会に提出し、証明書が必要。</p>																							

創業をお考えの方に、創業から5年までの方に

創業関連保証

新たな事業を創業するために必要な資金の確保を容易にし、活力ある経済社会の構築につなげることを目的とした制度です。

資格要件

<創業される方>

- (1)産業競争力強化法に掲げる次の①～③のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者
- ①事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの(認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内)
 - ②事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内)
 - ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの

<創業から5年までの方>

- (2)産業競争力強化法に掲げる次の①～④のいずれかの創業者である中小企業者であって、事業を開始または会社を設立した日以後5年を経過していないもの
- ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの
 - ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
 - ③中小企業者である会社が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
 - ④①に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、①が事業を開始した日以後5年を経過していないもの

保証限度額

3,500万円(スタートアップ創出促進保証・再挑戦支援保証と同枠)

保証割合

100%(責任共有対象外保証)

資金使途

運転資金、設備資金、運設資金

返済方法

分割(1年以内の据直可)

保証期間

10年

保証料率

責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.00									—	—

商工会議所・商工会経由 責任共有対象外・リスク考慮型対象外上記料率より 0.3% 引き下げ

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	0.70									—	—

貸付利率

金融機関所定

その他

- ※創業・再挑戦計画書が必要。
- ※認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については市町村長の証明が必要。
- ※商工会議所・商工会経由については、申込書を商工会議所・商工会に提出し、証明書が必要。

過去に事業をされていた方で5年以内に再挑戦される方に

再挑戦支援保証

過去の事業での経験を活かして再チャレンジするために必要な資金の確保を容易にし、活力ある経済社会の構築につなげることを目的とした制度です。

資格要件	<p>産業競争力強化法に掲げる下記の(1)~(5)のいずれかの要件を満たすものであって、事業の廃止または解散の日から5年を経過していない中小企業者</p> <p>(1)事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの（認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内）</p> <p>①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</p> <p>②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</p> <p>(2)事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するものうち、次のいずれかに該当するもの（認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内）</p> <p>①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</p> <p>②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</p> <p>(3)事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</p> <p>②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</p> <p>(4)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</p> <p>②当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</p> <p>(5)(3)に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、(3)が事業を開始した日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</p> <p>②当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</p>
------	--

保証限度額 3,500万円（スタートアップ創出促進保証・創業関連保証と同枠）

保証割合 100%（責任共有対象外保証）

資金使途 運転資金、設備資金、運設資金

返済方法 分割（1年以内の据置可）

保証期間 10年

保証料率 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.00									—	—

貸付利率 金融機関所定

その他 ※創業・再挑戦計画書が必要。
 ※認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については市町村長の証明が必要。
 ※資格要件申告書（過去の事業の廃止・会社の解散等について確認資料を添付）が必要。

借換により、経営の立て直しを図る方に

条件変更改善型借換保証

返済緩和の条件変更を行っているものの、経営改善の意欲があり、自ら事業計画を策定する中小企業者の方の金融の正常化を目的とした制度です。

資格要件	次の①～③のいずれかに該当すること。 ①保証申込時点において、既往保証の残高があること。 ②①の既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること。 ③金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行うこと。											
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）										
	普通保証	2億円（組合4億円）										
	無担保保証	8,000万円										
保証割合	80%（責任共有保証）											
資金使途	運転資金、運設資金											
返済方法	分割（1年以内の据置可 ※新規の融資分を含む場合は2年以内の据置可）											
保証期間	15年以内											
保証料率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
貸付利率	金融機関所定											
その他	※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、事業年度毎に協会に報告する。 ※状況説明書、事業計画書、認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画に記載されている場合は不要）が必要。											

保証付き融資のおまとめをお考えの方に

集約ローン20

超長期の分割返済により保証付きの既往借入金の借換および新たな事業資金を供給することで中小企業者の資金繰りの円滑化を図り、事業再生・経営改善につなげることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～⑤の要件を満たしていること。 ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること。 ②同一事業を3年以上営んでいること。 ③納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税)について滞納がないこと。 ④求償権先の関係人でないこと。 ⑤現在保証利用残高があること。 ※借換の対象となる借入は原則として信用保証協会付きの借入金											
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円										
	普通保証	2億円										
	無担保保証	8,000万円										
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金使途	運転資金											
返済方法	分割											
保証期間	20年											
保証料率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
貸付利率	金融機関所定											

事業再生をお考えの方に

事業再生保証

法的な再建手続を行う中小企業者への融資に対する保証を行うことにより、中小企業者の事業再建の円滑化を図り、経済の活性化に資することを目的とした制度です。

資格要件	次の(1)～(3)のいずれにも該当する中小企業者 (1)次の①または②のいずれかに該当するもの ①再生事件または更生事件が係属しているもの ②民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けたもの(再生計画が遂行された場合、その他の経済産業省令で定める場合を除く) (2)再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していないもの (3)次の①または②のいずれにも該当するもの ①金融機関および取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。 ②償還が見込まれること。																							
保証限度額	2億円																							
保証割合	100%(責任共有対象外保証)																							
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金																							
返済方法	一括、分割																							
保証期間	一括 1年以内 分割 10年以内																							
保証料率	責任共有対象外・リスク考慮型対象料率																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td colspan="9">2.20</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	2.20									—
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与													
年率%	2.20									—	—													
貸付利率	金融機関所定																							
その他	<p>※事業再生に関する計画書が必要。 ※次の①～⑦に掲げる資金を対象とする。</p> <p>①原材料の購入のための費用 ②商品の仕入れのための費用 ③商品の生産に係る労務費および経費 ④設備の増設、改良または補修等のための費用 ⑤販売費および一般管理費 ⑥借入金利息の弁済のための費用 ⑦金銭債権の弁済のための費用</p>																							

資材高騰や物価高・人手不足等の影響を受け、早期の事業再生に取り組む方に

事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）

資材高騰や物価高、人手不足等の影響を受け、認定支援機関の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的とした制度です。

資格要件	<p>次の①～⑫のいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者</p> <p>①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>②認定支援機関（産業復興相談センターを含む）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画</p> <p>④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く）または同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>⑪経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画</p> <p>⑫中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>
保証限度額	<p>借入限度額 2億8,000万円（組合4億8,000万円）</p> <p> 普通保証 2億円（組合4億円）</p> <p> 無担保保証 8,000万円</p>
保証割合	<p>80%（責任共有保証）、次の①～③の借換の場合は100%（責任共有対象外保証）</p> <p>①既存の責任共有対象外制度を借換する場合</p> <p>②経営安定関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るものに限り）であり、経済産業大臣が認めた期間内に申込受付し、かつ実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金を借換する場合</p> <p>③特別小口保険を利用する場合</p>
資金使途	<p>運転資金、設備資金、運設資金</p>
返済方法	<p>一括、分割（3年以内の据置可）</p>
保証期間	<p>一括 1年以内 分割 15年以内</p>

保 証 料 率	責任共有対象・リスク考慮型対象外料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年 率%	0.80										
	国 負 担	0.40										
	本人負担	0.40									—	—
	責任共有対象で本制度の経営者保証免除対応を適用する場合											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年 率%	1.00										
	国 負 担	0.60										
	本人負担	0.40									—	—
	責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年 率%	1.00										
国 負 担	0.60											
本人負担	0.40									—	—	
責任共有対象外で本制度の経営者保証免除対応を適用する場合												
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
年 率%	1.20											
国 負 担	0.80											
本人負担	0.40									—	—	
※国負担の保証料については、当初保証料のみ。条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国負担対象外												
貸付利率	金融機関所定											
その他	※事業再生の計画の実施に必要な資金として事業再生計画書が必要。 ※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、事業年度毎に協会に報告する。 ※取扱期間：令和7年3月14日から令和9年3月31日まで（協会申込受付）											

事業再生をお考えの方に

事業再生計画実施関連保証（改善サポート保証）

認定支援機関の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的とした制度です。

資 格 要 件	<p>次の①～⑫のいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者</p> <p>①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（産業復興相談センターを含む）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く）または同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>																								
保証 限度額	<p>借入限度額 2億8,000万円（組合4億8,000万円） 普通保証 2億円（組合4億円） 無担保保証 8,000万円</p>																								
保証 割合	80%（責任共有保証）、既存の責任共有対象外制度を借換する場合は100%（責任共有対象外保証）																								
資金 使途	運転資金、設備資金、運設資金																								
返済 方法	一括、分割（1年以内の据置可）																								
保証 期間	一括 1年以内 分割 15年以内																								
保証 料率	リスク考慮型対象外料率																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td colspan="9">0.80</td> <td>既存責任共有対象外借換は1.00</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	0.80									既存責任共有対象外借換は1.00	—
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与														
年率%	0.80									既存責任共有対象外借換は1.00	—	—													
貸付 利率	金融機関所定																								
その他	<p>※事業再生の計画の実施に必要な資金として事業再生計画書が必要。 ※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、事業年度毎に協会に報告する。</p>																								

経営の維持・発展のための事業資金を必要とする中小企業者の方に

一般保証・手形割引根保証

経営の維持・発展のための事業資金を必要とする中小企業者の方に安定した経営の強化を図ることを目的とした制度です。

資格要件	信用保証の利用対象となる中小企業者であること。												
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）											
	普通保証	2億円（組合4億円）											
	無担保保証	8,000万円											
保証割合	80%（責任共有保証）												
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金												
返済方法	一括、分割（1年以内の据置可）												
保証期間	一括 1年以内、手形割引根保証2年以内 分割 運転資金10年以内、設備資金15年以内、運設資金15年以内												
保証料率	責任共有基本料率												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
	責任共有特殊保証料率（手形割引根保証）												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
	年率%	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	
貸付利率	金融機関所定												

経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

当座貸越(貸付専用型)根保証

中小企業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証により反復継続的かつ安定的に供給することによって事業の振興につなげることを目的とした制度です。

資格要件	<p>【個人・法人共通】 次の①～②のいずれも満たすもの ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること。 ②同一事業を3年以上営んでおり、2期以上の決算(確定申告)を行っていること。</p> <p>【個人】 次の①～③のいずれかに該当するもの ①CRDスコアリングが一定以上の評点であること。 ②確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、自己名義の不動産を所有すること。 ③確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供があること。</p> <p>【法人】 CRDスコアリングが一定以上の評点であること。</p>																								
保証限度額	2億8,000万円 ※保証金額は100万円以上 (原則として、保証金額5,000万円以内は無担保とし、5,000万円を超える場合は担保が必要。)																								
保証割合	80%(責任共有保証)																								
資金用途	運設資金																								
返済方法	約定弁済方式、随時弁済方式																								
保証期間	2年、期間延長は60ヶ月まで可																								
保証料率	<p>責任共有特殊保証料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>1.62</td> <td>1.49</td> <td>1.32</td> <td>1.15</td> <td>0.98</td> <td>0.85</td> <td>0.68</td> <td>0.51</td> <td>0.39</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与														
年率%	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○														
貸付利率	金融機関所定																								
その他	※申込にあたり、資格要件申告書(信用保証依頼書裏面)に記載が必要。(P26)																								

資格要件申告書（信用保証依頼書裏面）

資格要件申告欄

当座貸越（貸付専用型）根保証または事業者カードローン当座貸越根保証の場合は必ずご記入ください。

下記の通り「当座貸越（貸付専用型）根保証」又は「事業者カードローン当座貸越根保証」の資格要件に該当しており、今後とも当_____として、支援育成していきたい先であり、償還能力も認められます。

記

共通要件

- (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
- (2)当_____との与信取引が6か月以上ある。

当座貸越（貸付専用型）根保証

※該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

〈個人事業者〉

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。
4. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。

〈法人〉

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

事業者カードローン当座貸越根保証

※該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

〈個人事業者〉

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。

〈法人〉

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

以上

経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

アドバンス当座貸越(貸付専用型)根保証

中小企業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証により反復継続的かつ安定的に供給することによって事業の振興につなげることを目的とした制度です。

資格要件	<p>【個人・法人共通】</p> <p>①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること。</p> <p>②同一事業を3年以上営んでいること。</p> <p>③1期12ヶ月の決算書(貸借対照表を付した確定申告書)を直近2期分提出できること。</p> <p>④当協会で当座貸越根保証の利用がないこと。</p> <p>⑤不渡り、取引停止処分中、税金滞納などネガティブ情報がないこと。</p> <p>⑥求償権先の関係人でないこと。</p> <p>⑦CRDの保証料率区分が「7」以上であること。</p>																								
保証限度額	<p>2億円</p> <p>※保証金額は1,000万円以上</p> <p>※普通保険を無担保扱いで利用する負担金保証の上限額は、既存の保証債務残高を含み2億円</p>																								
保証割合	80% (責任共有保証)																								
資金使途	運設資金																								
返済方法	約定弁済方式、随時弁済方式																								
保証期間	2年、期間延長は60ヶ月まで可																								
保証料率	<p>責任共有特殊保証料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.68</td> <td>0.51</td> <td>0.39</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	—	—	—	—	—	—	0.68	0.51	0.39	○	○
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与														
年率%	—	—	—	—	—	—	0.68	0.51	0.39	○	○														
貸付利率	金融機関所定																								
その他	<p>※申込にあたり、資格要件申告書(信用保証依頼書裏面)に記載が必要。(P26)</p> <p>※事前相談が必要。</p> <p>※協会と覚書を締結している金融機関が利用可能。</p>																								

経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

小規模事業者カードローン当座貸越根保証(リトルカード)

小規模事業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証によりカード・通帳等を用いて反復継続的かつ安定的に供給することによって事業の振興につなげることを目的とした制度です。

資格要件	<p>【個人・法人共通】 次の(1)~(4)のすべての要件を満たす小規模事業者(常時使用する従業員が20名以下。ただし、商業・サービス業は5名以下。)であること。 (1)同一事業を1年以上営んでいること。 (2)1期分の決算書(確定申告書)を直近1期分提出できること。 (3)最近2年間のいずれかの決算で利益計上、または債務超過でないこと。 (4)当協会で事業者カードローン当座貸越の利用がないこと。 ※借入は次の①~③の要件を満たすこと。 ①平均月商(直近決算・申告)の3ヶ月以内 ②本件を含めて当協会の保証債務残高が3,000万円以内であること。 ③個人事業者で確定申告が白色の場合は200万円まで</p>																							
保証限度額	500万円 ※保証金額は50万円以上																							
保証割合	80%(責任共有保証)																							
資金用途	運設資金																							
返済方法	約定弁済方式、随時弁済方式																							
保証期間	2年、期間延長は60ヶ月まで可																							
保証料率	責任共有特殊保証料率																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>1.62</td> <td>1.49</td> <td>1.32</td> <td>1.15</td> <td>0.98</td> <td>0.85</td> <td>0.68</td> <td>0.51</td> <td>0.39</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与													
年率%	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○													
貸付利率	金融機関所定																							

経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

事業者カードローン当座貸越根保証

中小企業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証によりカード・通帳等を用いて反復継続的かつ安定的に供給することによって事業の振興につなげることを目的とした制度です。

資格要件	<p>【個人・法人共通】 次の①～②のいずれも満たすもの ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること。 ②同一事業を3年以上営んでおり、2期以上の決算(確定申告)を行っていること。</p> <p>【個人】 次の①～②のいずれかに該当するもの ①CRDスコアリングが一定以上の評点であること。 ②確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること。</p> <p>【法人】 CRDスコアリングが一定以上の評点であること。</p>											
保証限度額	2,000万円 ※保証金額は100万円以上											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金用途	運設資金											
返済方法	約定弁済方式、随時弁済方式											
保証期間	2年、期間延長は60ヶ月まで可											
保証料率	責任共有特殊保証料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年 率%	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	
貸付利率	金融機関所定											
その他	※申込にあたり、資格要件申告書(信用保証依頼書裏面)に記載が必要。(P26)											

流動資産を担保にした融資をお考えの方に

流動資産担保融資保証

中小企業者が有する売掛債権および棚卸資産（流動資産）を担保とした融資に対する保証を行うことにより、中小企業者の事業資金の融通について、円滑化・多様化を図ることを目的とした制度です。

資格要件	国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を有する中小企業者 ※棚卸資産を担保にする場合は法人に限る。											
保証限度額	借入限度額 2億5,000万円											
	保証限度額 2億円											
保証割合	80%（責任共有保証・部分保証）											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	一括、根保証（当座貸越）の場合は約定弁済方式・随時弁済方式いずれも可											
保証期間	一括 1年 当座貸越の期間延長は60ヶ月まで可											
保証料率	責任共有対象・リスク考慮型対象外料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	0.68									—	○
貸付利率	金融機関所定											
その他	※経営者保証不要 ※流動資産を担保として提供させたことを証する書面が必要。											

長期的展望に基づき大口長期の事業資金を必要とする方に

長期経営資金保証

堅実な経営を営み長期的展望を持つ中小企業者の方の長期経営資金の確保を目的とした制度です。

資格要件	次の①～③のいずれかに該当すること。 ①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過ではなく、償還能力があると認められるもの ②業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており繰越欠損がなく、償還能力があると認められるもの ③前各号に準ずるもので、債務超過でなく今期利益計上見込みがあり償還能力があると認められるもの											
保証限度額	2億円(うち無担保保証は8,000万円まで) ※保証金額は2,000万円以上、100万円単位											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金用途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割(6ヶ月以内の据置可)											
保証期間	3年以上20年以内											
保証料率	責任共有特基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
貸付利率	金融機関所定											

安定的な資金調達をお考えの小規模事業者の方に

全国小口零細企業保証

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る「責任共有制度」の導入による小規模企業者への影響を緩和するため、一定の要件を満たす小規模企業者の金融機関からの借入による債務の保証を責任共有の対象外とすることにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、経営の安定につなげることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～⑥のいずれかの小規模事業者であること。 ①保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの（②に掲げるものを除く） ②保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下のもの ③事業協同小組合であって、保証の対象となる事業を行うもの、またはその組合員の3分の2以上が保証の対象となる事業を行うもの ④保証の対象となる事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの ⑤保証の対象となる事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記①～⑤に掲げるものを除く）												
保証限度額	2,000万円 ※当協会および他協会利用を含む保証債務残高が2,000万円を超えていないこと。												
保証割合	100%（責任共有対象外保証）												
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金												
返済方法	一括、分割（1年以内の据置可）												
保証期間	一括 1年以内 分割 10年以内												
保証料率	責任共有対象外基本料率												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
年率%	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	○		
貸付利率	金融機関所定												

資金調達が多様化を図るため社債を発行する中小企業者の方に

中小企業特定社債保証

資金調達手段の多様化を図るため、信用保証協会が一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債（私募債）について保証を行うことにより、その事業資金を供給し、中小企業者の事業発展に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	直前の決算において1号要件～3号要件のいずれかに該当する中小企業者											
					1号要件	2号要件	3号要件					
	(1) 純資産額				5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上					
	(2) 自己資本比率	いずれか			20%以上	20%以上	15%以上					
	(3) 純資産倍率				2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上					
	(4) 使用総資本事業利益率	いずれか			10%以上	10%以上	5%以上					
(5) インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上				1.5倍以上	1.0倍以上						
保証限度額	発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 ※社債の最低発行額は3,000万円											
保証割合	80% (部分保証)											
資金用途	運転資金、設備資金、運設資金 (社債に係るものであること。)											
返済方法	満期一括償還 または 定期償還											
保証期間	2年～7年											
保証料率	責任共有基本料率より各カテゴリ 10% 割引											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.71	1.58	1.39	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40	○	○	
貸付利率	金融機関所定											
その他	※社債の引受が政令で定める金融機関からのものであること。											

金融機関と保証協会が提携し、すばやい融資に繋がりたい方に

事業性評価保証（コラボ）

県内中小企業者の事業内容や成長性等を適切に評価し、金融機関と当協会が連携して円滑な資金の提供に当たり、更なる事業の発展・生産性向上を支援することで、地域経済の活性化につなげることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～④すべてに該当すること。 ①県内で同一事業を2年以上営んでいること。 ②手形、小切手、電子記録債権等について不渡り、取引停止処分等その他ネガティブ情報がないこと。 ③信用保証協会の求償権先の関係人でないこと。 ④申込金融機関において事業性評価を実施されており、継続して支援する方針であること。											
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）										
	普通保証	2億円（組合4億円）										
	無担保保証	8,000万円										
保証割合	80%（責任共有保証）											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	一括、分割（1年以内の据置可）											
保証期間	一括 1年以内 分割 15年以内											
保証料率	責任共有基本料率より各カテゴリ 0.10% 引き下げ											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○
貸付利率	金融機関所定											
その他	※事前相談が必要。 ※金融機関所定の事業性評価に係る資料が必要。											

経営力向上をお考えの方に

経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証

中小企業者が事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力の向上を図る経営力向上計画について国からの認定を受けること、および一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求しないことにより、中小企業の経営能力を強化し、経営の向上を図ることを目的とした制度です。

資格要件	<p>次の(1)~(2)のいずれかに該当する特定事業者であること。</p> <p>(1)中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項各号に規定する特定事業者であつて、認定経営力向上計画に従つて経営力向上に係る事業を実施するもの</p> <p>(2)次の①~③のいずれにも該当するもの</p> <p>①法第17条第1項に規定する経営力向上計画(認定申請日の直前の決算において、次の要件※1を備える者であることの記載があるものに限る)を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項各号に規定する特定事業者であつて、認定経営力向上計画に従つて事業承継等を行うもの</p> <p>ア. 資産超過であること。</p> <p>イ. EBITDA有利子負債倍率(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)が10倍以内であること。</p> <p>②申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が危機指定期間内または新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号指定期間内である場合は、確認基準日を当該期間の始期の前日(令和2年1月31日)とすることができる。</p>											
保証限度額	借入限度額	8億8,000万円	(組合16億8,000万円)									
	普通保証	2億円	(組合4億円)									
	無担保保証	8,000万円										
	特別小口保証	2,000万円										
	新事業開拓保証	3億円	(組合6億円)									
	海外投資関係保証	3億円	(組合6億円)									
	※8,000万円を超える保証は原則有担保となる。											
保証割合	80%(責任共有保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割(1年以内の据置可)											
保証期間	運転資金5年 設備資金7年											
保証料率	責任共有対象・リスク考慮型対象外料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	一般0.70	特小0.80	新事業開拓(無担保)	0.70	新事業開拓・海外投資	1.10				○	—
貸付利率	金融機関所定											
その他	※資格要件の(2)に該当する場合は、経営者を含めて保証人を徴求しない。											

経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

短期継続保証

恒常的に運転資金が必要とされる中小企業者について、継続した短期資金を供給することで資金繰りの安定化を図り、金融機関と協会が連携して継続的な経営支援を行うことにより、県内中小企業者の改善・発展につなげることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～⑤すべてに該当すること。 ①県内で同一事業を2年以上営んでいること。 ②取扱金融機関との与信取引が1年以上あること。 ③原則、直近の決算で債務超過でないこと。(法人は決算書、個人は資産負債調べによる) ④信用保証協会の求償権先およびその関係人でないこと。 ⑤手形、小切手、電子記録債権等について不渡り、取引停止処分等その他ネガティブ情報がないこと。											
保証限度額	カテゴリ1～4	8,000万円										
	カテゴリ5～6	1億8,000万円										
	カテゴリ7以上	2億8,000万円										
	※普通保険を無担保扱いで利用する負担金保証の限度額は、既存の保証債務残高を含み2億円											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金用途	運転資金											
返済方法	一括											
保証期間	2年 保証審査により最長5回まで更新可能。											
保証料率	責任共有基本料率より各カテゴリ 0.10% 引き下げ											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年 率%	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○
貸付利率	金融機関所定											
その他	※事前相談が必要。 ※既存保証の借換は可能。ただし他行借換は原則不可 ※保証審査により最長5回まで更新可能。 ※更新時において、下記条件をすべて満たしている場合、事前相談を省略することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・保証制度要件を具備していること。 ・今回保証申込金額 ≤ 既保証金額 ただし、既保証口は短期継続保証、もしくは短期継続ワイド保証であること。											

財務要件をクリアする方に

財務要件型無保証人保証

一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業者の積極的な設備投資および事業拡大を促すことを目的とした制度です。

資格要件	次の1号要件～3号要件のいずれかに該当する中小企業者											
				1号要件	2号要件	3号要件						
	(1)	純資産額		5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上						
	(2)	自己資本比率	いずれか	20%以上	20%以上	15%以上						
	(3)	純資産倍率		2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上						
	(4)	使用総資本事業利益率	いずれか	10%以上	10%以上	5%以上						
(5)	インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上		1.5倍以上	1.0倍以上							
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）										
	普通保証	2億円（組合4億円）										
	無担保保証	8,000万円										
保証割合	80%（責任共有保証）											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	一括、分割（1年以内の据置可）											
保証期間	一括 2年以内 分割 7年以内											
保証料率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
貸付利率	金融機関所定											
その他	※資格要件確認書の添付が必要。(P38)											

資格要件確認書

奈良県信用保証協会 御中

令和 年 月 日

財務要件型無保証人保証制度 資格要件確認書

金融機関本・支店名

代表者名

担当者() 不在時連絡者()

協会顧客番号	申込人(法人)

申込金融機関は、申込人が直前の決算において①を満たしたうえ、次の②または③のいずれか、および④または⑤のいずれかに該当し、次の(1)～(3)に掲げるいずれかの基準に係る資格要件を備えていることを確認しております。

〔資格要件〕

		基準(1)		基準(2)		基準(3)	
			該当事項 (○を付ける)		該当事項 (○を付ける)		該当事項 (○を付ける)
①	純資産額	5千万円以上 3億円未満		3億円以上 5億円未満		5億円以上	
②	自己資本比率	20%以上		20%以上		15%以上	
③	純資産倍率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.5倍以上	
④	使用総資本事業利益率	10%以上		10%以上		5%以上	
⑤	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上		1.5倍以上		1.0倍以上	

〔資格要件算出根拠…令和 年 月期決算〕

(単位：円、%)

① 純資産額

② 自己資本比率 = 純資産額 ÷ (純資産額 + 負債額) × 100
 % = ÷ (+) × 100

③ 純資産倍率 = 純資産額 ÷ 資本金
 = ÷

④ 使用総資本事業利益率 = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 総資産額 × 100
 % = (+) ÷ × 100

⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)
 =
$$\frac{(\text{} + \text{)}}{(\text{} + \text{)}}$$

金融機関と保証協会の協調したサポートにより、資金繰りの安定と発展を図る方に

タイアップ50（協調融資保証）

金融機関と保証協会が協調し、県内中小企業者等の資金繰りの安定と発展をサポートすることを目的とした制度です。

（本制度と同時に保証融資額の5割以上のプロパー融資を実行することで協調制度の取扱いとなります。）

資格要件	<p>次の①～⑤すべてに該当する法人</p> <p>①同一事業を2年以上営んでいること。</p> <p>②1期12ヶ月の決算書を直近2期分提出できること。</p> <p>③不渡り、取引停止処分中、税金滞納などのネガティブ情報がないこと。</p> <p>④求償権先の関係人でないこと。</p> <p>⑤CRDの保証料率区分が「4」以上であること。</p> <p>※協調融資については、次の(1)～(3)をすべて満たすこと。</p> <p>(1)保証期間は保証付き融資と同じ(ただし、プロパー融資が5年以上の場合は10年まで可能)</p> <p>(2)返済方法は保証付き融資と同じ(ただし、一部繰り上げ償還時は融資残高により按分充当)</p> <p>(3)連帯保証人は保証付き融資と同一人</p>																																																
保証限度額	<p>借入限度額 2億8,000万円</p> <p>普通保証 2億円</p> <p>無担保保証 8,000万円</p> <p>※無担保で保証可能な範囲は以下の通り</p> <p>(普通保険を無担保扱いで利用する負担金保証の限度額は、既存保証債務残高を含み2億円)</p> <p>カテゴリ4 8,000万円</p> <p>カテゴリ5～6 1億8,000万円</p> <p>カテゴリ7以上 2億8,000万円</p>																																																
保証割合	80% (責任共有保証)																																																
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金																																																
返済方法	分割(1年以内の据置可)																																																
保証期間	10年																																																
保証料率	<p>責任共有基本料率より各カテゴリ 0.10% 引き下げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.25</td> <td>1.05</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>新規先：責任共有基本料率より各カテゴリ 0.20% 引き下げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.15</td> <td>0.95</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.40</td> <td>0.25</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	—	—	—	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	—	—	—	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25	○	○
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																					
年率%	—	—	—	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○																																						
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																						
年率%	—	—	—	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25	○	○																																						
貸付利率	金融機関所定																																																
その他	<p>※事前相談が必要。</p> <p>※本制度の申込時において当協会に保証債務残高がない先については、保証料が割引される。</p> <p>※協会と覚書を締結している金融機関が利用可能。</p>																																																

金融機関と保証協会が提携し、すばやい融資に繋がりたい方に

無担保パワフル保証

金融機関の企業格付をもとに当協会の定めた審査の基準に該当する中小企業（法人）に対し、無担保の保証付融資を推進することにより簡易迅速な顧客サービスを提供し、もって中小企業金融の円滑化に資することを目的とした制度です。

資格要件	金融機関の企業格付けをもとに当協会の定めた審査の基準に該当し、取扱金融機関において償還能力があると認められた法人で、次の①～⑤すべてに該当すること。 ①同一事業を2年以上営んでいること。 ②1期12ヶ月の決算書を直近2期分提出できること。 ③不渡り、取引停止処分中、税金滞納などのネガティブ情報がないこと。 ④求償権先の関係人でないこと。 ⑤CRDの保証料率区分が「4」以上であること。																								
保証限度額	カテゴリ4 8,000万円 カテゴリ5～6 1億8,000万円 カテゴリ7以上 2億8,000万円 ※普通保険を無担保扱いで利用する負担金保証の限度額は、既存の保証債務残高を含み2億円																								
保証割合	80%（責任共有保証）																								
資金使途	運転資金																								
返済方法	一括、分割（1年以内の据置可）																								
保証期間	一括 1年以内 分割 10年以内																								
保証料率	責任共有基本料率																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	—	—	—	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与													
年率%	—	—	—	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○														
責任共有基本料率 普通保険に係る無担保保証の取扱いをする場合（カテゴリ5以上） 0.10% 引き下げ																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.05</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	—	—	—	—	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与														
年率%	—	—	—	—	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○														
貸付利率	金融機関所定																								
その他	※事前相談が必要。 ※協会と覚書を締結している金融機関が利用可能。																								

金融機関と保証協会が提携し、すばやい融資に繋がりたい方に

デラックス100

中小企業の経営に必要な資金を安定的に供給し、中小企業者の事業振興につなげることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～⑤すべてに該当する法人 ①同一事業を3年以上営んでいること。 ②申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること。 ③求償権先の関係人でないこと。 ④納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税)について滞納がないこと。 ⑤CRDの保証料率区分が「5」以上であること。 ※1期12ヶ月の決算書直近2期分で算出する											
保証限度額	1億円 ※保証金額は1,000万円以上											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金使途	運転資金											
返済方法	一括											
保証期間	3年											
保証料率	責任共有基本料率より各カテゴリ 0.10% 引き下げ											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率	—	—	—	—	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	—	○	
貸付利率	金融機関所定											
その他	※事前相談が必要。 ※協会と覚書を締結している金融機関が利用可能。											

不測の事態に対応するために

危機関連保証

大規模な災害等の突発的な事態により著しい信用収縮が全国レベルで生じた場合において、中小企業の資金繰りが滞り、倒産等が多発する事態が発生した場合に直ちにセーフティネット機能を強化し、業種・地域を問わず100%保証を実施することができるようあらかじめ設けられた制度です。

資格要件	信用保険法第2条第6項の規定により、経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者											
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円										
	普通保証	2億円										
	無担保保証	8,000万円										
	※一般保証と別枠											
保証割合	100% (責任共有対象外保証)											
資金使途	運転資金、設備資金											
返済方法	一括、分割 (2年以内の据置可)											
保証期間	一括 2年以内 分割 10年以内											
保証料率	責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	0.80									—	○
貸付利率	金融機関所定											
その他	※市町村長発行の認定書が必要。 ※取扱い金融機関のモニタリングが必要。											

セーフティネット保証1号～8号の認定を受けられた方に

経営安定関連特別融資保証

取引先の再生手続開始申立等、事業活動の制限等により経営の安定に著しい支障を来している中小企業者の事業資金の融資を円滑することを目的とした制度です。

資格要件	中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく特定中小企業者 1号 連鎖倒産防止 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号 突発的災害(事故等) 4号 突発的災害(自然災害) 5号 業況の悪化している業種 6号 取引金融機関の破綻 7号 金融機関の経営合理化 8号 R C Cに債権譲渡 ※市町村にて認定書が発行されます。											
保証限度額	借入限度額 2億8,000万円 (組合4億8,000万円) 普通保証 2億円 (組合4億円) 無担保保証 8,000万円 ※6号要件については限度額が3億8,000万円となる。 ※一般保証と別枠											
保証割合	1号～4号および6号 100%(責任共有対象外保証)	5号、7号、8号 80%(責任共有保証)										
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	一括、分割(1年以内の据置可)											
保証期間	一括 1年以内 分割 10年以内											
保証料率	責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率										担保	会計参与
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
料率	責任共有対象・リスク考慮型対象外料率										担保	会計参与
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
貸付利率	金融機関所定											
その他	※市町村長発行の認定書が必要。											

事業承継をお考えの方に

事業承継特別保証

事業承継の資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求せず、事業承継の促進を図ることを目的とした制度です。

資 格 要 件	次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者 ※本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る)から3年以内に保証申込みを行うものに限る。 (1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①～④までに定めるすべての要件を満たすこと。なお、①～③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日※1に満たしていることを要するものとする。 ①資産超過であること。 ②EBITDA有利子負債倍率※2が10倍以内であること。 ③法人・個人の分離がなされていること。 ④返済緩和している借入金がないこと。 ※1 申込日が危機指定期間内または新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号指定期間内である場合は、確認基準日を当該期間の始期の前日(令和2年1月31日)とすることができる。 ※2 EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)											
保証 限度額	借入限度額	2億8,000万円	(組合4億8,000万円)									
	普通保証	2億円	(組合4億円)									
	無担保保証	8,000万円										
保証 割合	80% (責任共有保証)											
資金 使途	資格要件(1)に該当する者は、保証人(個人に限る)を提供していない既往借入金の返済資金以外 資格要件(2)に該当する者は、事業承継前における保証人(個人に限る)を提供している既往借入金の返済資金											
返済 方法	一括、分割(1年以内の据置可)											
保証 期間	一括 1年以内 分割 10年以内											
保証 料 率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
	専門家から事業の承継に係る計画および財務内容その他の経営状況確認を受けた者※											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年 率 %	1.15	1.10	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	—
	※ガバナンス体制の整備に関するチェックシートが必要。											
貸付 利率	金融機関所定											
そ の 他	※申込金融機関は既に申込中小企業者と与信取引を有しているものに限る。 ※下記①～②の書類の添付が必要。 ただし、以下に該当する場合は①～②に加えてそれぞれ添付が必要。 既往借入金を借り換える場合…③ 既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含む場合…④ 割引後の保証料率を適用する場合…⑤ ①事業承継計画書 ②財務要件等確認書 ③借換債務等確認書 ④他行借換依頼書兼確認書 ⑤ガバナンス体制の整備に関するチェックシート											

事業承継をお考えの方に

経営承継準備関連保証

経営の承継が困難である中小企業者より経営の承継にあたり、株式や事業用資産等の譲受けのために生じる費用に対する融資保証、および一定の条件下で経営者保証を求めないことにより、経営の承継の円滑化を図り、事業活動の継続に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>次の(1)～(2)いずれかの条件に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による経済産業大臣の認定を受けたもの</p> <p>(1)会社または個人である中小企業者であって、次の①または②の事由が生じていると認められること。</p> <p>①中小企業者の役員または親族の中から経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより事業活動の継続に支障が生じている場合であって、経営の承継を行うため承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>②中小企業者が健康状態、年齢その他の事情により継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、事業活動の継続に支障が生じている場合であって、経営の承継を行うため承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>(2)会社である中小企業者であって、次の①～③のいずれにも該当すること。</p> <p>①上記の(1)①または(1)②いずれかの事由が生じており、かつ認定申請日の直前の決算において次のア～イの要件※1を満たすこと。</p> <p>ア、資産超過であること。</p> <p>イ、EBITDA有利子負債倍率$(\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$が10倍以内であること。</p> <p>②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日まで新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が危機指定期間内または新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号指定期間内である場合は、確認基準日を当該期間の始期の前日(令和2年1月31日)とすることができる。</p>											
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円										
	普通保証	2億円										
	無担保保証	8,000万円										
保証割合	80% (責任共有保証)	特別小口保険の場合100% (責任共有対象外保証)										
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割(1年以内の据置可)											
保証期間	運転資金10年	設備資金15年										
保証料率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
貸付利率	金融機関所定											
その他	<p>※資格要件の(2)に該当する場合は、経営者を含めて保証人を徴求しない。</p> <p>※下記①～③の書類の添付が必要。</p> <p>①都道府県知事の認定書(申請書の写しを含む)の写し</p> <p>②認定申請の提出書類の写し</p> <p>③財務要件等確認書(資格要件(2)を満たし、連帯保証人を徴求しない場合)</p>											

事業承継をお考えの方に

特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない個人が、経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、株式や事業用資産等の譲受けを行うために生じる費用にかかる融資に対する保証を行うことにより、経営の承継の円滑化を図り、中小企業の事業活動の継続に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>事業を営んでいない個人であって次の(1)または(2)の事由が生じていると認められ、経営の承継の円滑化に関する法律による経済産業大臣の認定を受けたもの</p> <p>(1)中小企業者の役員または親族の中から経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより事業活動の継続に支障が生じている場合であって、経営の承継を行うため承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>(2)中小企業者が健康状態、年齢その他の事情により継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、事業活動の継続に支障が生じている場合であって経営の承継を行うため承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p>											
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円										
	普通保証	2億円										
	無担保保証	8,000万円										
保証割合	80% (責任共有保証) 特別小口保険の場合 100% (責任共有対象外保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割 (1年以内の据置可)											
保証期間	運転資金10年 設備資金15年											
保証料率	責任共有対象・リスク考慮型対象外料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.15									○	○
貸付利率	金融機関所定											
その他	<p>※経済産業大臣の認定書が必要。</p> <p>※認定書の有効期限である認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの申込が必要。</p>											

事業承継をお考えの方に

経営承継関連保証

中小企業における経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴い、多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じることに對し、中小企業者への融資に対する保証を行うことにより、経営の承継の円滑化を図り、事業活動の継続に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	経営の承継のために資金を必要とする事業を営む会社または個人 ※経営承継円滑化法による認定を受けたもの											
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円										
	普通保証	2億円										
	無担保保証	8,000万円										
保証割合	80% (責任共有保証) 特別小口保険の場合 100% (責任共有対象外保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	一括、分割 (1年以内の据置可)											
保証期間	一括 1年以内 分割 運転資金10年、設備資金15年											
保証料率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
貸付利率	金融機関所定											
その他	<p>※経済産業大臣 (申請については県知事) の認定書が必要。 ※次の①～⑤に掲げる資金を対象とする。</p> <p>①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金 ④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭 ⑤運転資金</p>											

事業承継をお考えの方に

特定経営承継関連保証

中小企業における経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴い、多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じることに對し、中小企業者の代表者への融資に対する保証を行うことにより、経営の承継の円滑化を図り、事業活動の継続に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>経営の承継のために資金を必要とする事業を営む会社の代表者であり、次の①～⑥のいずれかに該当するもの</p> <p>①認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。</p> <p>②認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。</p> <p>③認定中小企業者の代表者が、株式等もしくは事業用資産等に係る相続税または贈与税を納付することが見込まれること。</p> <p>④認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等または事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。</p> <p>⑤認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。</p> <p>⑥その他諸費用が生じたこと。</p>											
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円										
	普通保証	2億円										
	無担保保証	8,000万円										
保証割合	80% (責任共有保証) 特別小口保険の場合 100% (責任共有対象外保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	一括、分割 (1年以内の据置可)											
保証期間	一括 1年以内 分割 運転資金10年、設備資金15年											
保証料率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
貸付利率	金融機関所定											
その他	<p>※経済産業大臣 (申請については県知事) の認定書が必要。</p> <p>※次の①～⑤に掲げる資金を対象とする。</p> <p>①株式等の取得資金</p> <p>②事業用資産等の取得資金</p> <p>③事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金</p> <p>④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭</p> <p>⑤運転資金</p>											

事業承継をお考えの方に

経営承継借換関連保証

経営者保証が承継の障害になっている場合において、経営者保証を不要とする融資に借り換えることで経営者保証の解除を行い、もって中小企業者の経営の承継の円滑化・事業活動の継続に資することを目的とした制度です。

資 格 要 件	<p>次の(1)~(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者</p> <p>(1)次の①~③のいずれにも該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。</p> <p>②認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。</p> <p>ア. 資産超過であること。</p> <p>イ. EBITDA有利子負債倍率 $(\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$ が10倍以内であること。</p> <p>③当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。</p> <p>(2)信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>(3)信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が危機指定期間内または新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号指定期間内である場合は、確認基準日を当該期間の始期の前日(令和2年1月31日)とすることができる。</p>																																																
保証 限度額	<p>借入限度額 2億8,000万円</p> <p>普通保証 2億円</p> <p>無担保保証 8,000万円</p>																																																
保証 割合	80% (責任共有保証) 特別小口保険の場合 100% (責任共有対象外保証)																																																
資金 使途	運転資金																																																
返済 方法	一括、分割(1年以内の据置可)																																																
保証 期間	一括 1年以内 分割 10年以内																																																
保証 料 率	<p>責任共有基本料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 率 %</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>ガバナンス体制の整備に関する確認を受けた者※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 率 %</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の確認が必要とされる項目のすべてについて専門家が満たすと判断した場合</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年 率 %	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	—
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																					
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○																																						
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																						
年 率 %	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	—																																						
貸付 利率	金融機関所定																																																
そ の 他	<p>※本制度は経営者を含めて保証人を徴求しない。</p> <p>※下記①~⑤の書類の添付が必要。</p> <p>①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則様式第6の3の都道府県知事の認定書(申請書の写しを含む)の写しおよび認定申請の提出書類の写し</p> <p>②財務要件等確認書</p> <p>③借換債務等確認書</p> <p>④他行借換依頼書兼確認書(申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合)</p> <p>⑤ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(ガバナンス体制の整備に関する確認を受け、上記0.20%~1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)</p>																																																

事業承継をお考えの方に

事業承継サポート保証

事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金供給を支援することで、円滑な事業承継を促し、地域経済の活性化に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～⑤のすべてを満たしていること。 ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること。 ②持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること。 ③持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること。 ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること。 ※保証申込前に協会に連絡し、協議が必要。											
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円										
	普通保証	2億円										
	無担保保証	8,000万円										
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割 (2年以内の据置可)											
保証期間	15年以内											
保証料率	責任共有対象・リスク考慮型対象外料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.15									○	—
貸付利率	金融機関所定											
その他	※下記①～⑥の書類の添付が必要。 ①様式1 事業承継計画書 (表紙) ②事業承継計画書 (任意書式) 以下の項目をすべて記載していること。 (1)事業承継の類型 (2)持株会社および事業会社の概要 (3)持株会社の株主構成・出資比率 (4)事業会社の計画実施前、実施後の株主構成・出資比率 (5)持株会社および事業会社の収支計画 (6)事業承継を行う背景・理由 (7)持株会社方式および併用する他の事業承継手法による効果 (8)事業会社の株式評価 (9)資金調達方法 ③様式2 株式評価算定書 (表紙) ④税理士が作成した株式評価算定書 (任意書式) ⑤持株会社および事業会社の株主名簿 ⑥事業会社の直近2期分の確定申告書の写し、商業登記簿謄本、定款の写しおよび印鑑証明書 ※金融機関は、貸付実行後に資金使途の確認資料として速やかに以下の書類を徴求し、完済となるまで保管すること。 ①株式譲渡契約書の写し ②事業承継計画実施後の事業会社の株主名簿の写し											

事業承継をお考えの方に

地域経済牽引事業関連保証

地域経済牽引事業における事業承継に必要な資金調達を支援することで事業承継の円滑化を促進すること、および一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求しないことにより、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的とした制度です。

資格要件	<p>次の(1)～(2)のいずれかに該当する特定事業者 (1)地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事または主務大臣に提出し、承認を受けた法第2条第4項各号に規定する特定事業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施するもの (2)次の①～③のいずれにも該当するもの ①(1)に該当する特定事業者で、次のア～ウまでに掲げる事項の記載がある承認地域経済牽引事業計画に従って事業承継等を行うもの ア. 承継等特定事業者および被承継等特定事業者の名称 イ. 事業承継等の内容および実施時期 ウ. 承認申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。 a. 資産超過であること。 b. EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益+減価償却費))が10倍以内であること。 ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入がないこと。 ※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 ※2 申込日が危機指定期間内または新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号指定期間内である場合は、確認基準日を当該期間の始期の前日(令和2年1月31日)とすることができる。</p>											
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円										
	普通保証	2億円										
	無担保保証	8,000万円										
保証割合	80%(責任共有保証) 特別小口保険の場合100%(責任共有対象外保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割(1年以内の据置可)											
保証期間	運転資金7年 設備資金15年											
保証料率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%					0.70					—	○
貸付利率	金融機関所定											
その他	<p>※資格要件の(2)に該当する場合は、経営者を含めて保証人を徴求しない。 ※下記①～④の書類の添付が必要。 ①承認地域経済牽引事業計画に係る通知書の写し ②承認申請書の写し ③承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業を実施していることを確認した旨の通知 ④財務要件等確認書(資格要件(2)を満たし、連帯保証人を徴求しない場合)</p>											

自主的な廃業をお考えの方に

自主廃業支援保証

現在事業を行っているものの、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、そのために必要となる事業資金の調達を支援することを目的とした制度です。

資格要件	<p>現在事業を行っている中小企業者であって、次の①～③の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの</p> <p>②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。</p> <p>③バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行および進捗の報告を行うもの</p>											
保証限度額	3,000万円											
保証割合	80%（責任共有保証）											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	一括、分割（半年以内の据置可）											
保証期間	一括 半年以内 分割 1年以内（共に終期は解散予定日より前であること。）											
保証料率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
貸付利率	金融機関所定											
その他	<p>※「廃業計画書」および「確認書」の添付が必要。</p> <p>※金融機関は、中小企業者から1か月ごとに廃業計画の進捗報告を受けるものとする。</p>											

経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

ロングラン20

堅実な経営を営み長期的展望を持つ中小企業者の方の長期経営資金の確保を目的とした制度です。

資格要件	<p>次の①～③のいずれかに該当すること。</p> <p>①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でなく、償還能力があると認められるもの</p> <p>②業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており繰越欠損がなく、償還能力があると認められるもの</p> <p>③前各号に準ずるもので、債務超過でなく当期利益計上見込みがあり償還能力があると認められるもの</p>																								
保証限度額	<p>借入限度額 2億8,000万円</p> <p>普通保証 2億円</p> <p>無担保保証 8,000万円</p> <p>※普通保険を無担保扱いで利用する負担金保証の限度額は、既存の保証債務残高を含み2億円</p>																								
保証割合	80% (責任共有保証)																								
資金用途	運転資金、設備資金、運設資金																								
返済方法	分割 (5年以内の据置可)																								
保証期間	20年																								
保証料率	<p>責任共有基本料率より各カテゴリ 10% 割引</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>1.71</td> <td>1.58</td> <td>1.39</td> <td>1.21</td> <td>1.03</td> <td>0.90</td> <td>0.72</td> <td>0.54</td> <td>0.40</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	1.71	1.58	1.39	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40	—	○
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与														
年率%	1.71	1.58	1.39	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40	—	○														
貸付利率	金融機関所定																								
その他	<p>※事前相談が必要。</p> <p>※既存保証の借換は可能。ただし他行借換は原則不可。</p> <p>※協会と覚書を締結している金融機関が利用可能。</p>																								

システムの開発供給および導入を計画している方に

特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者について、認定を受けた計画の実施に必要な資金の供給を目的とした制度です。

資格要件	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入に関する、次の①または②の計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者で、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うもの ①特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画 ②特定高度情報通信技術活用システム導入計画											
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円										
	普通保証	2億円										
	無担保保証	8,000万円										
保証割合	80%（責任共有保証） 特別小口保険の場合100%（責任共有対象外保証）											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割（1年以内の据置可）											
保証期間	10年											
保証料率	責任共有対象・リスク考慮型対象外料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年 率%	0.70									○	○
貸付利率	金融機関所定											
その他	※下記①～②の書類の添付が必要。 ①特定高度情報通信技術活用システム開発供給に必要な資金の場合 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書の写しおよび認定書の写し ②特定高度情報通信技術活用システム導入計画に必要な資金の場合 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書の写しおよび認定書の写し なお、①～②それぞれで変更の認定があった場合は変更後のものを含む。											

経営の安定化に事業資金を必要とする中小企業者の方に

県経営強化資金保証

中小企業者の設備近代化・合理化および経営の安定化に必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の体質の強化を促進し、県内中小企業の振興を図ることを目的とした制度です。

資格要件	経営基盤の強化に必要な事業性資金を必要とする中小企業者 ※過去に県制度融資「創業資金(各種枠を含む)」を利用した方で創業後5年未満の方については、保証料の補助が大きくなります。											
保証限度額	5,000万円											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	一括、分割(1年以内の据置可)											
保証期間	一括 1年以内 分割 10年以内											
保証料率	責任共有基本料率より県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	県負担	0.34	0.29	0.25	0.21	0.17	0.12	0.08	0.04	0.00		
	本人負担	1.56	1.46	1.30	1.14	0.98	0.88	0.72	0.56	0.45	○	○
	創業制度利用者 責任共有基本料率より県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	県負担	1.10	0.95	0.75	0.55	0.35	0.20	0.08	0.04	0.00		
	本人負担	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.72	0.56	0.45	○	○
貸付利率	金融機関所定もしくは固定(1.975%)											
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※県制度融資を含む場合のみ借換可											

金融機関と保証協会の協調により、資金繰りの安定化と発展を図る方

県協調支援型資金保証

原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とした制度です。

資格要件	次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者 (1)申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。 (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行うこと。
保証限度額	借入限度額 2億8,000万円 普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円
保証割合	80% (責任共有保証)
資金用途	運転資金、設備資金、運設資金
返済方法	一括、分割(運転1年以内、設備・運設3年以内の据置可)
保証期間	一括 1年以内 分割 10年以内

保証料率	資格要件(1)の場合 責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	国負担	0.63	0.58	0.51	0.45	0.38	0.33	0.26	0.20	0.15		
	本人負担	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30	—	—
	資格要件(2)の場合 責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	国負担	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11		
	本人負担	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	—	—

*国負担の保証料については、当初保証料のみ。条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国負担対象外

貸付利率	1.975%
------	--------

その他	<p>※県税の滞納のない証明書が必要。 ※下記①～②の書類の添付が必要。 ①申込人資格要件申告書兼誓約書 ②資格要件(2)の場合、経営行動計画書 ※資格要件(2)の場合、申込金融機関において、次の(1)～(4)の責務を負う。 (1)金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から経営状況等の報告を受けるものとする。 (2)金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直しおよび同計画を進めるための経営支援を行うものとする。 (3)金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況ならびに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残高、金融機関の訪問回数および財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。 (4)金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。 ※令和9年3月31日までの当協会申込受付分 ※借換可</p>
-----	---

経営状況の変化の予兆を早期に捉え、経営支援等により経営力の向上・経営状況の改善に取り組む方

県経営安定化支援資金保証

物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える中小企業者の事業の成長や立て直しに向けた資金需要等に応えることで、資金繰りの円滑化を図るとともに、中小企業者が認定支援機関と連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資することを目的とした制度です。

資格要件
認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者
なお、認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。

保証限度額
借入限度額 2億8,000万円
普通保証 2億円
無担保保証 8,000万円

保証割合
80% (責任共有保証)

資金使途
運転資金、設備資金、運設資金

返済方法
一括、分割 (運転1年以内、設備・運設3年以内の据置可)

保証期間
一括 1年以内 分割 10年以内

責任共有基本料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
国負担	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22		
本人負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	—	—

※借入金額に対し上記の表に定める料率を適用する。なお、当協会への保証申込日が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの場合、上記の表に定める補助率に相当する額を国が補助する。

貸付利率
1.975%

その他

※県税の滞納のない証明書が必要。
 ※モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書が必要。
 ※申込金融機関において、次の(1)~(3)の責務を負う。
 (1)金融機関は、原則として、年に1回中小企業者から経営状況等の報告を受けるとともに、随時、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けるとする。
 (2)金融機関は、原則として、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度(以下「モニタリング期間」という。)にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の経営状況等を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、申込金融機関、融資実行年月、認定経営革新等支援機関名、認定経営革新等支援機関ID、認定経営革新等支援機関種別および財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
 (3)金融機関は、モニタリング期間中に、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けた場合、信用保証協会に対し報告し、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関および信用保証協会との対話を通じて、追加的な経営支援を検討するものとする。
 ※令和9年3月31日までの当協会申込受付分
 ※借換可

安定的な資金調達をお考えの小規模事業者の方に

県小規模企業者資金保証

小規模企業者に対して責任共有制度の対象外である小口零細企業保証を活用した融資を行うことにより、安定的な資金調達を維持し、小規模企業者の経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件

次の①～⑥のいずれかの小規模事業者であること。
 ①保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの（②に掲げるものを除く）
 ②保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下のもの
 ③事業協同小組合であって、保証の対象となる事業を行うもの、またはその組合員の3分の2以上が保証の対象となる事業を行うもの
 ④保証の対象となる事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
 ⑤保証の対象となる事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
 ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記①～⑤に掲げるものを除く）

【事業承継枠】
 上記①～⑥のいずれかに該当し、取扱金融機関、商工会議所または商工会の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業を譲り受け、または譲り受けようとするもの
 【商工会議所・商工会特別枠】
 上記①～⑥のいずれかに該当し、商工会議所・商工会の経営指導員による経営指導を6カ月以上受けているもの
 【特別枠】
 上記①～⑥のいずれかに該当し、令和9年3月31日までに協会受付となったもの

保証限度額
 2,000万円
 ※当協会および他協会利用を含む保証債務残高が2,000万円を超えていないこと。

保証割合
 100%（責任共有対象外保証）

資金使途
 運転資金、設備資金、運設資金

返済方法
 分割（1年以内の据置可）

保証期間
 10年

責任共有対象外基本料率より県の補助あり

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
県負担	0.61	0.56	0.52	0.48	0.44	0.39	0.35	0.31	0.27		
本人負担	1.59	1.44	1.28	1.12	0.91	0.71	0.55	0.39	0.23	○	○

【商工会議所・商工会特別枠】 上記本人負担より10%割引

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
県負担	0.61	0.56	0.52	0.48	0.44	0.39	0.35	0.31	0.27		
協会負担	0.15	0.14	0.12	0.11	0.09	0.07	0.05	0.03	0.02		
本人負担	1.44	1.30	1.16	1.01	0.82	0.64	0.50	0.36	0.21	○	○

【特別枠】 上記本人負担より5%割引（令和9年3月31日までの当協会申込受付分）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
県負担	0.61	0.56	0.52	0.48	0.44	0.39	0.35	0.31	0.27		
協会負担	0.07	0.07	0.06	0.05	0.04	0.03	0.02	0.01	0.01		
本人負担	1.52	1.37	1.22	1.07	0.87	0.68	0.53	0.38	0.22	○	○

貸付利率
 金融機関所定もしくは固定（1.6%）

その他
 ※県税の滞納のない証明書が必要。
 ※商工会議所・商工会特別枠については、商工会議所・商工会からの推薦書が必要。
 ※借換不可

経営の安定化に事業資金を必要とする中小企業者の方に

県地域産業振興資金保証

地域産業の近代化・高度化のため、金融を円滑化し、かつ経営の指導を継続的に行うことによって、地域産業の振興につなげることを目的とした制度です。

資格要件	地域産業事業者で事業性資金を必要とする中小企業者											
保証限度額	5,000万円											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割 (1年以内の据置可)											
保証期間	10年											
保証料率	責任共有基本料率より各カテゴリ 0.10% 引き下げ・県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35		
	県負担	0.51	0.46	0.42	0.38	0.34	0.29	0.25	0.21	0.17		
本人負担	1.29	1.19	1.03	0.87	0.71	0.61	0.45	0.29	0.18	○	○	
貸付利率	金融機関所定もしくは固定 (1.6%)											
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※県制度融資を含む場合のみ借換可											

事業再生をお考えの方に

県再生支援資金保証（県改善サポート保証）

認定支援機関の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的とした制度です。

資 格 要 件	次の①～⑫のいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（産業復興相談センターを含む）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く）または同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画											
保証 限度額	5,000万円 ※一般保証と別枠											
保証 割合	80%（責任共有保証）、既存の責任共有対象外制度を借換する場合は100%（責任共有対象外）											
資金 使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済 方法	分割（1年以内の据置可）											
保証 期間	15年											
保証 料率	リスク考慮型対象外より県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%			0.80	既存責任共有対象外借換は1.00							
	県負担				0.20							
	本人負担			0.60	既存責任共有対象外借換は0.80						—	—
貸付 利率	1.9%											
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※事業再生の計画の実施に必要な資金として事業再生計画書が必要。 ※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、事業年度毎に協会に報告する。 ※借換可											

経営の環境変化に対応するための事業資金を必要とする中小企業者の方に

県経済緊急資金【経営環境変化・災害枠】

中小企業者が経済環境の変化に対し適切に対応するとともに経営の合理化・省力化を行うのに必要な資金の保証をすることにより経営の安定および企業体質の強化を図り、県内中小企業者の振興に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～⑥いずれかに該当すること。 ①エネルギーの有効利用に資する設備を設置する方で知事の認定を受けた方 ②地震、台風、火災等の災害により被害を受けた方で知事の認定を受けた方 ③関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛金等の未収債権を有する者として知事の認定を受けた方 ④地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る方として知事の認定を受けた方 ⑤経済的環境の低迷により一時的に業況悪化をきたしているものの、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方であって、最近3ヶ月の月平均売上高または売上総利益もしくは営業利益が、前年同期の月平均売上高または売上総利益もしくは営業利益と比べて5%以上減少している方 ⑥社会的要因による突発的出費または業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている、またはきたすおそれがある方 ※社会的要因に該当する事項については知事が定める（別途、奈良県のホームページを参照）											
保証限度額	5,000万円											
保証割合	80%（責任共有保証）											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金 ※設備資金は①②④⑥に限る。											
返済方法	分割（1年以内の据置可）											
保証期間	7年											
保証料率	責任共有基本料率より県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	県負担	0.34	0.29	0.25	0.21	0.17	0.12	0.08	0.04	0.00		
本人負担	1.56	1.46	1.30	1.14	0.98	0.88	0.72	0.56	0.45	○	○	
貸付利率	金融機関所定もしくは固定（5年以内1.8% 5年超1.9%）											
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※資格要件①～④は知事認定書、⑤～⑥は資格要件確認票が必要。 ※資格要件①～④については、認定年度内の融資実行が必要。 ※県制度融資を含む場合のみ借換可											

セーフティネット保証1号～8号の認定を受けられた方

県経済緊急資金【セーフティネット枠】

中小企業者が経営環境の変化に対し適切に対応するために必要な資金の保証をすることにより経営の安定を図り、県内中小企業者の振興に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく特定中小企業者 1号 連鎖倒産防止 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号 突発的災害(事故等) 4号 突発的災害(自然災害等) 5号 業況の悪化している業種 6号 取引金融機関の破綻 7号 金融機関の経営合理化 8号 RCCに債権譲渡											
保証限度額	5,000万円 ※一般保証と別枠											
保証割合	1号～4号および6号 100%(責任共有対象外保証) 5号、7号、8号 80%(責任共有保証)											
資金使途	運転資金											
返済方法	分割(1年以内の据置可)											
保証期間	7年											
保証料率	責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1号～4号、および6号 0.90										
	県負担	1号～4号、および6号 0.20										
	本人負担	1号～4号、および6号 0.70									—	—
	責任共有対象・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	5号、7号、8号 0.80										
	県負担	5号、7号、8号 0.17										
	本人負担	5号、7号、8号 0.63									—	—
貸付利率	金融機関所定もしくは固定(5年以内1.8% 5年超1.9%)											
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※市町村長発行の認定書が必要。 ※県制度融資を含む場合のみ借換可											

不測の事態に対応するために

県経済緊急資金【危機関連枠】

大規模な経済危機や災害等の経済環境の変化に対し適切に対応するために必要な資金の保証をすることにより、中小企業者の経営の安定を図り、県内中小企業者の振興に繋げることを目的とした制度です。

資格要件 信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについてその住所地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者

保証限度額 5,000万円
※一般保証と別枠

保証割合 100% (責任共有対象外保証)

資金使途 運転資金

返済方法 分割 (2年以内の据置可)

保証期間 10年

責任共有対象外・リスク考慮型対象外利率より県の補助あり

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%					0.80						
県負担					0.20						
本人負担					0.60					—	—

貸付利率 金融機関所定もしくは固定 (1.7%)

その他

- ※県税の滞納のない証明書が必要。
- ※市町村長発行の認定書が必要。
- ※取扱い金融機関のモニタリングが必要。
- ※借換可

事業の拡大をお考えの方に

県チャレンジ資金保証

中小企業者等が事業の拡大または経済環境に即した異業種への進出のために必要な資金の融資を行うことにより、中小企業者等の創意ある向上発展を図り、県内産業の健全な発展に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～④のいずれかに該当すること。 (ただし、①～③は設備投資を伴う事業資金を必要とする方に限る。) ①県内で事業所または設備の新増設等事業を拡大しようとする方 ②現在行っている事業を廃業し、県内で異なる業種の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方(開始後6ヶ月未満の方を含む) ③現在行っている事業を継続しながら、県内で異なる業種の事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方(開始後6ヶ月未満の方を含む) ④県内でAI等のデジタル技術を活用することにより、生産性の向上や経営課題の解決を図ろうとする方 ※異なる業種とは、現在行っている業種において日本標準産業分類の小分類(3桁)が異なる業種のことをいう。																							
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円																						
	普通保証	2億円																						
	無担保保証	8,000万円																						
保証割合	80% (責任共有保証)																							
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金 ※資格要件①～③のいずれかに該当する者 ・運転資金のみの利用は不可 (運転資金は運設資金を運転と設備に分割して借入する場合適用) ・運転資金は設備資金の1/3以下であること。 ※資格要件④に該当する者 ・運転資金のみの利用可能。																							
返済方法	分割(1年以内の据置可)																							
保証期間	運転資金	10年											設備資金・運設資金	15年										
保証料率	責任共有基本料率より県の補助あり																							
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与												
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45														
	県負担	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.60	0.45														
本人負担	1.20	1.05	0.85	0.65	0.45	0.30	0.10	0.00	0.00	○	○													
貸付利率	金融機関所定																							
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※借換可(ただし、借換金額は新規融資の1/3以下)																							

持続的な賃上げを実現する経営体制の構築を図る方に

県チャレンジ資金【県事業連携枠】

県が実施する中小企業者の賃上げ環境整備の取組と連携し、県内中小企業者が持続的な賃上げを実現する経営体制の構築に必要とする資金の融資を行うことにより、これらの中小企業者の創意ある向上発展を図り、もって本県産業の健全な発展に資することを目的とした制度です。

資格要件	県の「中小企業賃上げ環境整備支援事業」に係る補助金の採択を受けたもの ※詳細は奈良県のホームページを参照												
保証限度額	5,000万円												
保証割合	80% (責任共有保証)												
資金用途	運転資金、設備資金、運設資金 ※採択された上記事業に係る補助対象経費を含むものに限る												
返済方法	分割 (1年以内の据置可)												
保証期間	運転資金10年 設備資金・運設資金15年												
保証料率	責任共有基本料率より県の補助あり												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
	県負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—	
貸付利率	金融機関所定												
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※借換不可 ※令和8年12月11日までの当協会申込受付分。令和9年1月末までの融資実行が必要。												

事業の拡大をお考えの方に

県チャレンジ資金保証【経営革新計画枠】・県チャレンジ資金保証（県産木材利用促進）

中小企業者等が事業の拡大または経済環境に即した異業種への進出のために必要な資金の融資を行うことにより、中小企業者等の創意ある向上発展を図り、県内産業の健全な発展に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>次の①～④のいずれかに該当すること。 (ただし、①～③は設備投資を伴う事業資金を必要とする方に限る。)</p> <p>①県内で事業所または設備の新増設等事業を拡大しようとする方 ②現在行っている事業を廃業し、県内で異なる業種の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方(開始後6ヶ月未満の方を含む) ③現在行っている事業を継続しながら、県内で異なる業種の事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方(開始後6ヶ月未満の方を含む) ④県内でAI等のデジタル技術を活用することにより、生産性の向上や経営課題の解決を図ろうとする方 ※異なる業種とは、現在行っている業種において日本標準産業分類の小分類(3桁)が異なる業種のことをいいます。</p> <p>【経営革新計画枠】 上記①～④のいずれかに該当する方で、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ・「中小企業等経営強化法」の経営革新計画の承認を受けた方 ・やまと創業インキュベータ入居者(過去3年以内の入居許可を含む) ・奈良起業家創出促進事業(ピジコン奈良)入賞者</p> <p>【県産木材利用促進】 上記①～④のいずれかに該当する方で、奈良の木を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ・奈良県産木材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方</p>											
保証限度額	5,000万円											
保証割合	80%(責任共有保証)											
資金使途	<p>運転資金、設備資金、運設資金 ※資格要件①～③のいずれかに該当する者 ・運転資金のみの利用は不可 (運転資金は運設資金を運転と設備に分割して借入する場合適用) ・運転資金は設備資金の1/3以下であること。 ※資格要件④に該当する者 ・運転資金のみの利用可能。</p>											
返済方法	分割(1年以内の据置可)											
保証期間	運転資金10年 設備資金・運設資金15年											
保証料率	責任共有基本料率より県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
貸付利率	0%											
その他	<p>※県税の滞納のない証明書が必要。 ※事業計画書が必要。 ※知事の認定書が必要。(県経営支援課、県産材利用推進課) ※認定年度内の融資実行が必要。 ※借換不可</p>											

事業の拡大をお考えの方に

県チャレンジ資金保証【小規模企業者枠】

中小企業者等が事業の拡大または経済環境に即した異業種への進出のために必要な資金の融資を行うことにより、中小企業者等の創意ある向上発展を図り、県内産業の健全な発展に繋げることを目的とした制度です。

資格要件

次の①～④のいずれかに該当すること。
 (ただし、①～③は設備投資を伴う事業資金を必要とする方に限る。)
 ①県内で事業所または設備の新增設等事業を拡大しようとする方
 ②現在行っている事業を廃業し、県内で異なる業種の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方(開始後6ヶ月未満の方を含む)
 ③現在行っている事業を継続しながら、県内で異なる業種の事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方(開始後6ヶ月未満の方を含む)
 ④県内でAI等のデジタル技術を活用することにより、生産性の向上や経営課題の解決を図ろうとする方
 ※異なる業種とは、現在行っている業種において日本標準産業分類の小分類(3桁)が異なる業種のことをいう。
 【小規模企業者とは下記(1)～(6)のいずれかに該当すること。】
 (1)保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの(2)に掲げるものを除く)
 (2)保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下のもの
 (3)事業協同小組合であって、保証の対象となる事業を行うもの、またはその組合員の3分の2以上が保証の対象となる事業を行うもの
 (4)保証の対象となる事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
 (5)保証の対象となる事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
 (6)医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記(1)～(5)に掲げるものを除く)

保証限度額

5,000万円

保証割合

80% (責任共有保証)

資金使途

運転資金、設備資金、運設資金
 ※資格要件①～③のいずれかに該当する者
 ・運転資金のみの利用は不可
 (運転資金は運設資金を運転と設備に分割して借入する場合適用)
 ・運転資金は設備資金の1/3以下であること。
 ※資格要件④に該当する者
 ・運転資金のみの利用可能。

返済方法

分割(1年以内の据置可)

保証期間

運転資金10年 設備資金・運設資金15年

保証料率

責任共有基本料率より県の補助あり

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—

貸付利率

金融機関所定もしくは固定(1.8%)

その他

※県税の滞納のない証明書が必要。
 ※借換可(ただし、借換金額は新規融資の1/3以下)

研究開発をお考えの方に

県チャレンジ資金保証【研究開発枠】

研究開発を行うために必要な資金を融資することにより創意ある向上発展を図り、県内産業の健全な発展に繋げることを目的とした制度です。

資格要件 新製品や新サービスの提供等に向け、実証研究や試作品製造等の研究開発を行う方で、優れた研究開発計画を有するとして知事の認定を受けた方

保証限度額 5,000万円

保証割合 80% (責任共有保証)

資金使途 運転資金、設備資金、運設資金

返済方法 分割 (5年以内の据置可)

保証期間 15年

保証料率

責任共有基本料率より県の補助あり

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—

貸付利率 0%

その他

- ※県税の滞納のない証明書が必要。
- ※知事の認定書が必要。(県経営支援課)
- ※認定年度内の融資実行が必要。
- ※借換不可

小売業・サービス業で設備投資をお考えの方に

県チャレンジ資金保証【インバウンド枠】

県内で外国人観光客の買物やサービス需要等を取り込むための環境整備に取り組む中小企業者に対し、必要な資金調達を支援することによりおもてなし産業の振興を図り、県内中小企業者の振興に繋げることを目的とした制度です。

資 格 要 件	<p>県内で小売業またはサービス業(飲食業、旅館業等)を営む方のうち、外国人観光客の買物やサービス需要等を取り込むための環境整備に取り組む方</p> <p>【設備資金】 次の①～⑧の整備に該当するもの</p> <p>①免税対応機器 ②外国語標記による案内標識 ③外国語案内ツール(外国語ホームページ、アプリ等) ④外国向けEC市場販路開拓に係る設備 ⑤クレジットカード対応機器等キャッシュレス対応機器 ⑥Wi-Fi設備 ⑦洋式トイレ化 ⑧店舗改装</p> <p>【運転資金】 次の①～③に該当するもの</p> <p>①従業員に対する語学研修に必要な経費 ②新たに従業員を雇用するのに要する経費 ③設備導入に伴い必要となる経費</p>																																																
保証 限度額	5,000万円																																																
保証 割合	80% (責任共有保証)																																																
資金 使途	<p>運転資金、設備資金、運設資金</p> <p>※運転資金のみの利用は不可 (運転資金は運設資金を運転と設備に分割して借入する場合適用)</p>																																																
返済 方法	分割(1年以内の据置可)																																																
保証 期間	運転資金10年 設備資金、運設資金15年																																																
保証 料率	責任共有基本料率より県の補助あり																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県負担</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			県負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																					
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																							
県負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																								
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—																																						
貸付 利率	金融機関所定																																																
その他	<p>※県税の滞納のない証明書が必要。 ※借換不可</p>																																																

事業拡大をお考えの方に

県チャレンジ資金保証（地域未来投資促進）

地域で伸びゆく成長分野への投資を促進するため、中小企業者による付加価値額の向上が期待できるさまざまな投資事業のために必要な資金の融資を行うことにより、中小企業の向上発展を図り、県内雇用の創出と本県産業の振興に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	地域未来投資促進法に基づき地域経済牽引事業計画について奈良県知事の承認を受けた事業者で、その承認に係る地域経済牽引事業計画に従って事業を行うこと。													
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円												
	普通保証	2億円												
	無担保保証	8,000万円												
	※一般保証と別枠													
保証割合	80%（責任共有保証）													
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金													
返済方法	分割（1年以内の据置可）													
保証期間	運転資金7年 設備資金・運設資金15年													
保証料率	下記の通り県の補助あり													
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与		
	年率%	0.70												
	県負担	0.70												
	本人負担	0.00（本人負担なし）											—	—
貸付利率	金融機関所定													
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※知事の承認書が必要。（県産業創造課 企業誘致係） ※借換不可													

電力供給不足への対策をお考えの方に

県チャレンジ資金保証【脱炭素枠】

電力供給不足による中小企業者等の事業継続リスクの回避およびエネルギーコストの削減の取組み推進を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～④のいずれかの設備等を導入する方 ①再生可能エネルギーを活用する設備等 ②省エネルギーに資する設備等 ③革新的なエネルギーの高度利用技術を活用する設備等 ④その他、エネルギーの高度・効率的な利用に資する設備等 ※設備の設置は県内に限る。												
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円											
	普通保証	2億円											
	無担保保証	8,000万円											
保証割合	80% (責任共有保証)												
資金使途	設備資金												
返済方法	分割 (1年以内の据置可)												
保証期間	15年												
保証料率	責任共有基本料率より県の補助あり												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
	県負担	0.94	0.89	0.85	0.81	0.77	0.72	0.68	0.60	0.45			
	本人負担	0.96	0.86	0.70	0.54	0.38	0.28	0.12	0.00	0.00	○	○	
貸付利率	金融機関所定												
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※県内に大規模な太陽光発電施設を設置、または設置規制区域内に設置する場合、知事の許可が必要。 ※借換不可												

宿泊施設の開業、増改築、設備入替をお考えの方に

県チャレンジ資金【宿泊施設整備枠】

県内で宿泊施設を新たに開業しようとする方または宿泊施設の増改築を行うことで施設の魅力向上を図ろうとしている事業者に対し必要な資金を融資することにより、奈良県の観光力向上に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	次の(1)~(3)のいずれかに該当し、かつ、事業計画について知事の認定を受けた方 (1)宿泊業に進出しようとする方で、次の①または②に該当する方 ①現在行っている事業を廃業し、宿泊業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方 ②現在行っている事業を継続しながら、宿泊業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方 (2)既存宿泊施設事業者であって、新たに宿泊施設を開業しようとする方 (3)宿泊施設の増築、改築または設備の設置を行おうとする既存宿泊施設事業者 ※下宿、民泊(住宅宿泊事業法第3条第1項の規定に基づく届出により営むもの)およびいわゆるラブホテル等は対象にならない。												
保証限度額	借入限度額	2億8,000万円											
	普通保証	2億円											
	無担保保証	8,000万円											
保証割合	80% (責任共有保証)												
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金 ※資格要件①または②のいずれかに該当する者 ・ 運転資金のみの利用は不可 (運転資金は運設資金を運転と設備に分割して借入する場合適用) ※資格要件③に該当する者 ・ 設備資金のみの利用												
返済方法	分割(1年以内の据置可)												
保証期間	運転資金10年 設備資金・運設資金20年												
保証料率	責任共有基本料率より県の補助あり												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
	県負担	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45			
	本人負担	0.90	0.75	0.55	0.35	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00	○	○	
貸付利率	1.9% ※5年間1.9%の利子補給あり												
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※知事の認定書が必要。(県地域観光課 観光地域づくり推進係) ※認定年度内の融資実行が必要。 ※借換不可												

創業をお考えの方に、創業から5年までの方に

県創業資金保証・県創業離職者等起業促進支援保証・県創業認定特定支援保証

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

資 格 要 件	<p><創業される方> (1)次の①～③のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者 ①事業を営んでいない個人が貸付実行日から1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの(認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内) ②事業を営んでいない個人が貸付実行日から2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内) ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの <創業から5年までの方> (2)次の①～④のいずれかの創業者である中小企業者であって、事業を開始または会社を設立した日以後5年を経過していないもの ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ③中小企業者である会社が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ④①に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、①が事業を開始した日以後5年を経過していないもの</p> <p>【離職者等起業促進支援】 上記(1)もしくは(2)に該当する方で次のア、イのいずれかの知事の確認を受けた方 ア. 知事確認申請日前5年以内に勤務先を離職した方 イ. 知事確認申請日において60歳以上の方</p> <p>【認定特定創業支援等事業による支援を受けた方】 上記(1)もしくは(2)に該当する方で特定支援事業を受け、市町村長の証明を受けた方</p>																																																																																																												
保証 限度額	3,500万円																																																																																																												
保証 割合	100% (責任共有対象外保証)																																																																																																												
資金 使途	運転資金、設備資金、運設資金																																																																																																												
返済 方法	分割(1年以内の据置可)																																																																																																												
保証 期間	7年																																																																																																												
保 証 料 率	<p>責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td colspan="4">1.00</td> <td colspan="7">商工会経由は0.70 (0.30割引)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県負担</td> <td colspan="4"></td> <td colspan="7">0.20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td colspan="4">0.80</td> <td colspan="7">商工会議所・商工会経由は0.50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乘せ(本人負担1.00 商工会経由は0.70)</p> <p>【離職者および認定特定支援】 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td colspan="4"></td> <td colspan="7">1.00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県負担</td> <td colspan="4"></td> <td colspan="7">1.00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td colspan="4">0.00</td> <td colspan="7">(本人負担なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乘せ(本人負担0.20)</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	1.00				商工会経由は0.70 (0.30割引)									県負担					0.20									本人負担	0.80				商工会議所・商工会経由は0.50							—	—	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%					1.00									県負担					1.00									本人負担	0.00				(本人負担なし)							—	—
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																																																																																	
年率%	1.00				商工会経由は0.70 (0.30割引)																																																																																																								
県負担					0.20																																																																																																								
本人負担	0.80				商工会議所・商工会経由は0.50							—	—																																																																																																
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																																																																																		
年率%					1.00																																																																																																								
県負担					1.00																																																																																																								
本人負担	0.00				(本人負担なし)							—	—																																																																																																
貸付 利率	1.6%																																																																																																												
そ の 他	<p>※県税の滞納のない証明書が必要。 ※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要。 ※離職者起業促進支援は知事の確認書が必要。(県経営支援課) ※離職者起業促進支援は確認年度内の融資実行が必要。 ※認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については市町村長の証明書が必要。 ※商工会議所・商工会経由については、申込書を商工会議所・商工会に提出し、証明書が必要。 ※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、スタートアップ創出促進保証(P15)の条件を満たすこと。 ※借換不可</p>																																																																																																												

創業をお考えの方に、創業から1年までの方に

県創業資金保証【ブラッシュアップ枠】・県創業資金保証（県産木材利用促進）

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

資 格 要 件	<p><創業される方> (1)次の①～③のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者 ①事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p><創業から1年までの方> (2)次の①～④のいずれかの新規中小企業者 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの ③中小企業者である会社が新たに設立した会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの ④①に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、①が事業を開始した日以後1年を経過していないもの</p> <p>【ブラッシュアップ枠】 上記(1)もしくは(2)に該当する方で、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ・認定経営革新等支援機関等の支援を受け「ビジネスモデルの新規性・独創性」が備わった事業計画を策定された方 ・やまと創業インキュベータ入居者（過去3年以内の入居許可を含む） ・奈良起業家創出促進事業（ビジコン奈良）入賞者</p> <p>【県産木材利用促進】 上記①もしくは②に該当する方で、県産木材を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ・奈良県産木材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方</p>																																																
保証 限度額	1,500万円																																																
保証 割合	100%（責任共有対象外保証）																																																
資金 使途	運転資金、設備資金、運設資金																																																
返済 方法	分割（1年以内の据置可）																																																
保証 期間	7年																																																
保証 料率	<p>責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県負担</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乗せ（本人負担0.20）</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%					1.00							県負担					1.00							本人負担				0.00						—	—
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																						
年率%					1.00																																												
県負担					1.00																																												
本人負担				0.00						—	—																																						
貸付 利率	0%																																																
そ の 他	<p>※県税の滞納のない証明書が必要。 ※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要。 ※知事の認定書が必要。（県経営支援課、県産材利用推進課） ※認定年度内の融資実行が必要。 ※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、スタートアップ創出促進保証（P15）の条件を満たすこと。 ※借換不可 ※保証限度額（1,500万円）は県創業資金保証【ブラッシュアップ枠、県産木材利用促進、南部・東部枠、女性・若者・シニア・U I J ターン枠、飲食店枠、宿泊施設枠】の合計の限度額</p>																																																

創業をお考えの方に、創業から1年までの方に

県創業資金保証【南部・東部枠】

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

資 格 要 件	<p><創業される方> (1)次の①～③のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者 ①事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの <創業から1年までの方> (2)次の①～④のいずれかの新規中小企業者 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの ③中小企業者である会社が新たに設立した会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの ④①に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、①が事業を開始した日以後1年を経過していないもの 【南部・東部枠】 上記(1)もしくは(2)に該当する方で、認定経営革新等支援機関の支援を受けて県南部地域・東部地域で創業するとして知事の認定を受けた方 《対象市町村》 五條市、吉野郡、御所市、高市郡、宇陀市、山辺郡、宇陀郡</p>											
保証 限度額	1,500万円											
保証 割合	100% (責任共有対象外保証)											
資金 使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済 方法	分割 (1年以内の据置可)											
保証 期間	7年											
保証 料率	責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%					1.00						
	県負担					1.00						
本人負担					0.00 (本人負担なし)					—	—	
※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乗せ(本人負担0.20)												
貸付 利率	0%											
そ の 他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要。 ※知事の認定書が必要。(県経営支援課) ※スタートアップ創出促進保証利用の場合は、スタートアップ創出促進保証(P15)の条件を満たすこと。 ※借換不可 ※保証限度額(1,500万円)は県創業資金保証【ブラッシュアップ枠、県産木材利用促進、南部・東部枠、女性・若者・シニア・U・I・Jターン枠、飲食店枠、宿泊施設枠】の合計の限度額											

創業をお考えの方に、創業から1年までの方に

県創業資金保証【女性・若者・シニア・U I Jターン枠】

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

資 格 要 件

<創業される方>
 (1)次の①～③のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者
 ①事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
 ②事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
 ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの

<創業から1年までの方>
 (2)次の①～④のいずれかの新規中小企業者
 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの
 ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの
 ③中小企業者である会社が新たに設立した会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの
 ④①に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、①が事業を開始した日以後1年を経過していないもの

【女性・若者・シニア・U I Jターン枠】
 上記(1)もしくは(2)に該当する方で、次のア～エのいずれかに該当し、認定経営革新等支援機関の支援を受けた者であるとして知事の認定を受けた方
 ア. 女性
 イ. 35歳未満の方
 ウ. 55歳以上の方
 エ. U I Jターン該当者(申請日前1年以内に県外から県内に住所を定めた者をいう)

保証限度額 1,500万円

保証割合 100% (責任共有対象外保証)

資金使途 運転資金、設備資金、運設資金

返済方法 分割(1年以内の据置可)

保証期間 7年

責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%					1.00						
県負担					1.00						
本人負担					0.00 (本人負担なし)					—	—

※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乗せ(本人負担0.20)

貸付利率 0%

その他

※県税の滞納のない証明書が必要。
 ※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要。
 ※知事の認定書が必要。(県経営支援課)
 ※スタートアップ創出促進保証利用の場合は、スタートアップ創出促進保証(P15)の条件を満たすこと。
 ※借換不可
 ※保証限度額(1,500万円)は県創業資金保証【ブラッシュアップ枠、県産木材利用促進、南部・東部枠、女性・若者・シニア・U I Jターン枠、飲食店枠、宿泊施設枠】の合計の限度額

創業をお考えの方に、創業から1年までの方に

県創業資金保証【飲食店枠】

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

資 格 要 件	<p><創業される方> (1)次の①～③のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者 ①事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p><創業から1年までの方> (2)次の①～④のいずれかの新規中小企業者 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの ③中小企業者である会社が新たに設立した会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの ④①に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、①が事業を開始した日以後1年を経過していないもの</p> <p>【飲食店枠】 上記(1)もしくは(2)に該当する方で、知事の認定を受けた方 ・魅力ある飲食店を創業するものとして事業計画を策定された方 ・奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校 (NAFIC) フードクリエイティブ学科を卒業した方</p>

保証限度額	1,500万円
-------	---------

保証割合	100% (責任共有対象外保証)
------	------------------

資金使途	運転資金、設備資金、運設資金
------	----------------

返済方法	分割 (1年以内の据置可)
------	---------------

保証期間	7年
------	----

保証料率	責任共有対象外・リスク考慮型対象外利率より県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%					1.00						
	県負担					1.00						
	本人負担	0.00 (本人負担なし)									—	—
	※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乗せ (本人負担0.20)											

貸付利率	0%
------	----

その他	<p>※県税の滞納のない証明書が必要。 ※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要。 ※知事の認定書が必要。(県経営支援課) ※認定年度内の融資実行が必要。 ※スタートアップ創出促進保証利用の場合は、スタートアップ創出促進保証 (P15) の条件を満たすこと。 ※借換不可 ※保証限度額 (1,500万円) は県創業資金保証【ブラッシュアップ枠、県産木材利用促進、南部・東部枠、女性・若者・シニア・U I J ターン枠、飲食店枠、宿泊施設枠】の合計の限度額</p>
-----	--

創業をお考えの方に、創業から1年までの方に

県創業資金保証【宿泊施設枠】

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

資
格
要
件

<創業される方>
 (1)次の①～③のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者
 ①事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
 ②事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
 ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
 <創業から1年までの方>
 (2)次の①～④いずれかの新規中小企業者
 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの
 ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの
 ③中小企業者である会社が新たに設立した会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの
 ④①に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、①が事業を開始した日以後1年を経過していないもの
 【宿泊施設枠】
 上記(1)もしくは(2)に該当する方で、宿泊施設を創業しようとするものとして知事の認定を受けた方

保証
限度額

1,500万円

保証
割合

100% (責任共有対象外保証)

資金
使途

運転資金、設備資金、運設資金
 ※運転資金のみの利用は不可
 (運転資金は運設資金を運転と設備に分割して借入する場合適用)

返済
方法

分割 (1年以内の据置可)

保証
期間

7年

保証
料率

責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.00										
県負担	1.00										
本人負担	0.00 (本人負担なし)									—	—

※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乘せ(本人負担0.20)

貸付
利率

0%

そ
の
他

※県税の滞納のない証明書が必要。
 ※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要。
 ※知事の認定書が必要。(県地域観光課 観光地域づくり推進係)
 ※認定年度内の融資実行が必要。
 ※スタートアップ創出促進保証利用の場合は、スタートアップ創出促進保証(P15)の条件を満たすこと。
 ※借換不可
 ※保証限度額(1,500万円)は県創業資金保証【ブラッシュアップ枠、県産木材利用促進、南部・東部枠、女性・若者・シニア・U I Jターン枠、飲食店枠、宿泊施設枠】の合計の限度額

働きやすい職場づくりをお考えの方に

県SDGs推進資金保証

働きやすい職場作りや従業員の処遇改善に積極的に取り組む中小企業者等に対し、必要な資金調達を支援することにより、働き方改革の推進を図り、県内中小企業者の振興に繋げることを目的とした制度です。

資格要件

次の(1)～(3)のいずれかに該当すること。
 (1)次の①～⑦のいずれかに該当する方
 ①「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録を受けた方
 ②「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の認証を受けた方
 ③「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定(くるみん認定)を受けた方
 ④「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定(えるぼし認定)を受けた方
 ⑤「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定(ユースエール認定)を受けた方
 ⑥「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた方
 ⑦「奈良県きらぼし建設企業応援制度」の認定を受けた方のうち、働き方改革の項目について取組をしている方
 (2)賃上げ促進税制の適用を受けた方
 (3)県内で職場環境および福利厚生充実を図る施設・設備の整備を行う方であって、知事の認定を受けた方

保証限度額 8,000万円

保証割合 80% (責任共有保証)

資金使途 運転資金、設備資金、運設資金
 ※上記(3)に該当する場合、運転のみの利用は不可(運転資金は運設資金を運転と設備に分割して借入する場合適用)

返済方法 分割(1年以内の据置可)

保証期間 7年

責任共有基本料率より県の補助あり

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—

貸付利率 金融機関所定

その他

※県税の滞納のない証明書が必要。
 ※(1)、(2)について各登録証、認定証等の写しが必要。
 ※(3)について知事の認定書が必要。(県人材・雇用政策課)
 ※(3)について認定年度内の融資実行が必要。
 ※県制度融資を含む場合のみ借換可、ただし、資格要件(3)は借換不可

SDGs に関する取組を行っている方に

県 SDGs 推進資金保証【スタンダード認証枠】

県内中小企業の SDGs に関する取組状況の「見える化」を図り、取引や雇用面での企業価値の向上を後押しすることを目的とした制度です。

資格要件	事業活動において、SDGs17ゴールに繋がる取組を「社会」「経済」「環境」の3分野から奈良県にて設定された30項目のうち、各分野の重点項目を1つ以上取り組み、10項目以上19項目以下の取組を実施する企業として認証(スタンダード認証)を受けたもの											
保証限度額	8,000万円											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割(1年以内の据置可)											
保証期間	10年											
保証料率	責任共有基本料率より県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	県負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
貸付利率	金融機関所定											
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※知事の認証書の写しが必要。(県産業創造課 産業政策係) ※県制度融資を含む場合のみ借換可											

SDGs に関する取組を行っている方に

県SDGs推進資金保証【アドバンス認証枠】

県内中小企業のSDGsに関連する取組状況の「見える化」を図り、取引や雇用面での企業価値の向上を後押しすることを目的とした制度です。

資格要件	事業活動において、SDGs17ゴールに繋がる取組を「社会」「経済」「環境」の3分野から奈良県にて設定された30項目のうち、各分野の重点項目を1つ以上取り組み、20項目以上の取組を実施する企業として認証(アドバンス認証)を受けたもの											
保証限度額	1億円											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割(1年以内の据置可)											
保証期間	運転資金10年 設備資金15年											
保証料率	責任共有基本料率より県の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	県負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—	
貸付利率	金融機関所定											
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※知事の認証書の写しが必要。(県産業創造課 産業政策係) ※県制度融資を含む場合のみ借換可											

事業承継をお考えの方に

県事業承継資金保証

中小企業者の事業承継を支援するために必要な資金の融資を行い、県内経済を支える中小企業者の優れた技術の伝承や雇用維持を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

資 格 要件 県内で事業承継を行い、または行おうとする方で、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく知事の認定を受けた方
【経営承継関連型】
 経営承継関連保証に準じる
【特定経営承継関連型】
 特定経営承継関連保証に準じる
【経営承継準備関連型】
 経営承継準備関連保証に準じる
【特定経営承継準備関連型】
 特定経営承継準備関連保証に準じる
【一般保証型】
 奈良県事業承継・引継ぎ支援センターまたは認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業を譲り受け、または譲り受けようとする方

保証限度額 1億円

保証割合 80% (責任共有保証)

資金使途 運転資金、設備資金、運設資金

返済方法 分割 (1年以内の据置可)

保証期間 10年

【特定承継準備関連型】以外 責任共有基本料率より県の補助あり

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	○	○

【特定承継準備関連型】責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年 率 %	1.15										
県 負 担	1.15										
本人負担	0.00 (本人負担なし)									—	—

貸付利率 金融機関所定もしくは固定 (1.6%)

その他 ※県税の滞納のない証明書が必要。
 ※一般保証型以外は、知事の認定書が必要。(県経営支援課)
 ※経営承継準備関連型等と一般保証型の併用不可。
 ※借換不可

事業承継をお考えの方に

県事業承継資金保証【県事業連携枠】

県が実施する中小企業者の事業承継促進の取組と連携し、事業承継を支援するために必要な資金の融資を行うことにより、県内経済を支える中小企業者の優れた技術の伝承や雇用維持を図り、もって本県中小企業の振興に資することを目的とした制度です。

資格要件	県の「事業承継加速化事業」における後継者育成の取組等※に参画し、事業を承継したもの ※詳細は奈良県のホームページを参照												
保証限度額	1億円												
保証割合	80%（責任共有保証）												
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金												
返済方法	分割（1年以内の据置可）												
保証期間	10年												
保証料率	責任共有基本料率より県の補助、割引あり												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
	県負担	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36			
	協会負担	0.38	0.35	0.31	0.27	0.23	0.20	0.16	0.12	0.09			
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—	
貸付利率	金融機関所定または固定（1.6%）												
その他	※県税の滞納のない証明書が必要。 ※借換不可												

奈良市内で事業をされている方に

奈良市中小企業事業資金・奈良市小規模企業小口事業資金・奈良市創業支援資金

奈良市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>【中小企業事業資金】 次の①、②を満たすこと。 ①個人：市内に住居(住民登録)または事業所を有する。 法人：主たる事業所が所在 ②市税を完納</p>	<p>【小規模企業小口事業資金】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に住居(住民登録)または事業所を有する。 法人：主たる事業所が所在 ②市税を完納 ③全国小口零細企業保証制度の要件を満たすこと。 ※当協会および他協会利用を含む保証債務残高が2,000万円を超えていないこと。</p>	<p>【創業支援資金】 次の①～③のいずれかに該当し、④を満たすこと。 ①市内に居住 ②市内に事業所を有する。(創業後5年未満) ③創業前で、市内で事業を開始する具体的計画を有する個人事業主または中小企業者 ④市税を完納していること。(市内に居住もしくは事業所を有する場合) ※③に該当する場合は「創業・再挑戦計画書」の提出が必要です。</p>									
保証限度額	1,500万円	1,000万円	1,000万円									
保証割合	80% (責任共有保証)	100% (責任共有対象外保証)	100% (責任共有対象外保証)									
資金用途	運転資金、設備資金、運設資金	運転資金、設備資金、運設資金	運転資金、設備資金、運設資金									
返済方法	分割(半年以内の据置可)	分割(半年以内の据置可)	分割(半年以内の据置可)									
保証期間	5年	5年	5年									
保証料率	【中小企業事業資金】 責任共有基本料率より奈良市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	市負担	1.33	1.23	1.09	0.95	0.81	0.70	0.56	0.42	0.32		
本人負担	0.57	0.52	0.46	0.40	0.34	0.30	0.24	0.18	0.13	○	○	
保証料率	【小規模企業小口事業資金】 責任共有対象外基本料率より奈良市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
	市負担	1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35		
本人負担	0.66	0.60	0.54	0.48	0.40	0.33	0.27	0.21	0.15	○	—	
保証料率	【創業支援資金】 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より奈良市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%					1.00						
	市負担					0.70						
本人負担					0.30					—	—	
貸付利率	金融機関所定(1.75%以下)				金融機関所定(1.3%以下)				金融機関所定(1.1%以下)			
借換	<p>市制度のみ借換可 【借換条件】 ①残高が当初の融資額の1/2以下であること。 ②同一金融機関での借換であること。 ③返済緩和の条件変更をしていないこと。 ④延滞していないこと。</p>											
その他	<p>※奈良市制度内併用不可 ※取扱い金融機関 りそな銀行・京都銀行・関西みらい銀行・南都銀行・あいち銀行・三十三銀行・奈良信用金庫・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・京都中央信用金庫</p>											

奈良市内で事業をされている方に

奈良市中小企業支援事業資金(認定枠)・奈良市企業立地事業資金(認定枠)

奈良市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	【中小企業支援事業資金(認定枠)】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に居住(住民登録)または事業所を有する。 法人：主たる事業所が所在 ②市税を完納 ③奈良市産業政策課が主催する中小企業支援事業の参加実績がある。(詳細は奈良市ホームページにて確認)	【企業立地事業資金(認定枠)】 次の①～③を満たすこと。 ①市内に事業所を有している。 ②市税を完納 ③奈良市と企業立地協定を締結した事業者とする。 (詳細は奈良市ホームページにて確認)											
保証限度額	1,500万円	1,000万円											
保証割合	80%(責任共有保証)	80%(責任共有保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割(半年以内の据置可)	分割(半年以内の据置可)											
保証期間	5年	5年											
保証料率	責任共有基本料率より奈良市の補助あり												
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
	市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	○	○	
貸付利率	金融機関所定(0.5%以下)												
借換	市制度のみ借換可 【借換条件】 ①残高が当初の融資額の1/2以下であること。 ②同一金融機関での借換であること。 ③返済緩和の条件変更をしていないこと。 ④延滞していないこと。												
その他	※奈良市制度内併用不可 ※取扱い金融機関 奈良信用金庫・大和信用金庫・奈良中央信用金庫												

大和高田市内で事業をされている方に

大和高田市特別保証・大和高田市創業者支援保証

大和高田市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>【特別】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に1年以上住民基本台帳に記録されていること。 法人：市内に1年以上本店を有し、かつ本市の市民税が課税されていること。 ②1年以上同一事業を営んでおり、今後も事業を継続して営むことが確実であること。 ③市税を滞納していないこと。</p>	<p>【創業者支援】 次の①～③を満たすこと。 ①市内で創業して1年未満の者、または市内で創業する具体的な計画がある者 ②市が定めた創業セミナーを受講すること。 ③市税を滞納していないこと。</p>																																																										
保証限度額	<p>運転 1,000万円 設備・運設 1,500万円</p>	1,000万円																																																										
保証割合	80% (責任共有保証)	100% (責任共有対象外保証)																																																										
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金	運転資金、設備資金、運設資金																																																										
返済方法	分割 (半年以内の据置可)	分割 (半年以内の据置可)																																																										
保証期間	運転5年 設備・運設7年	運転5年 設備・運設7年																																																										
保証料率	<p>【特別】 責任共有基本料率より大和高田市の補助あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市負担</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>												区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																																
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																			
市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																			
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—																																																	
貸付利率	<p>【創業者支援】 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より大和高田市の補助あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市負担</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>												区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%					1.00							市負担					1.00							本人負担					0.00					—	—
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																																
年率%					1.00																																																							
市負担					1.00																																																							
本人負担					0.00					—	—																																																	
貸付利率	2.0%より1.0%を補給					金融機関所定より1.0%を上限として1/2を補給																																																						
借換	<p>市制度のみ借換可 【借換条件】 ①残高が当初の融資額の1/2以下であること。 ②同一金融機関での借換であること。 ③大和高田市特別保証のみ借換可</p>					<p>市制度のみ借換可 【借換条件】 ①残高が当初の融資額の1/2以下であること。 ②同一金融機関での借換であること。 ③資格要件①を満たしていること。 ④大和高田市創業者支援保証のみ借換可</p>																																																						
その他	<p>※大和高田市制度内併用不可 ※取扱い金融機関 (奈良県内) 南都銀行・紀陽銀行・関西みらい銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫 (創業者支援の取扱いについては、南都銀行、紀陽銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫に限る)</p>																																																											

大和郡山市内で事業をされている方に

大和郡山市運転資金保証・大和郡山市設備資金保証・大和郡山市店舗改造資金保証

大和郡山市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	【運転】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に1年以上居住 法人：市内に登録された事業所を引続き1年以上有する。 ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる。 ③市税を滞納していないこと。 (過去3年分確認)	【設備】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に1年以上居住 法人：市内に登録された事業所を引続き1年以上有する。 ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる。 ③市税を滞納していないこと。 (過去3年分確認)	【店舗改造】 次の①～④を満たすこと。 ①個人：市内に1年以上居住 法人：市内に登録された事業所を引続き1年以上有する。 ②引続き1年以上同一事業を営んでいる。 ③市税を滞納していないこと。 (過去3年分確認) ④融資申込時から3ヶ月以内に改造工事に着工し、1年以内に工事が完成するものであること。									
保証限度額	700万円	700万円	1,000万円									
保証割合	80% (責任共有保証)	80% (責任共有保証)	80% (責任共有保証)									
資金用途	運転資金	設備資金	設備資金									
返済方法	分割	分割	分割 (半年以内の据置可)									
保証期間	3年	4年	7年									
保証料率	責任共有基本料率より大和郡山市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
貸付利率	2.0%より1.0%を補給											
借換	市制度のみ借換可 【借換条件】 残高が当初の融資額の1/2以下であること。											
その他	※大和郡山市制度内併用不可 ※取扱い金融機関 (大和郡山市内) 京都銀行・南都銀行・奈良信用金庫											

天理市内で事業をされている方に

天理市運転資金保証・天理市設備資金保証・天理市店舗改造資金保証

天理市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	【運転資金】	【設備資金】	【店舗改造資金】									
	次の①～⑤を満たすこと。 ①個人：市内に引続き1年以上居住 法人：市内に引続き1年以上事業所が所在 ②引続き1年以上同一事業を営んでいる。 ③この制度にかかる債務がない。 ④市税を滞納していない。 ⑤資金の用途は、市内の事業活動を対象としたものに限る。	次の①～⑤を満たすこと。 ①個人：市内に引続き1年以上居住 法人：市内に引続き1年以上事業所が所在 ②引続き1年以上同一事業を営んでいる。 ③この制度にかかる債務がない。 ④市税を滞納していない。 ⑤資金の用途は、市内の事業活動を対象としたものに限る。	次の①～⑤を満たすこと。 ①個人：市内に引続き1年以上居住 法人：市内に引続き1年以上事業所が所在 ②引続き1年以上同一事業を営んでいる。 ③この制度にかかる債務がない。 ④市税を滞納していない。 ⑤資金の用途は、市内の事業活動を対象としたものに限る。									
保証限度額	500万円	700万円	1,500万円									
保証割合	80% (責任共有保証)	80% (責任共有保証)	80% (責任共有保証)									
資金用途	運転資金	設備資金	設備資金									
返済方法	分割 (半年以内の据置可)	分割 (半年以内の据置可)	分割 (半年以内の据置可)									
保証期間	5年	7年	10年 (500万円以下は5年)									
保証料率	責任共有基本料率より天理市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
貸付利率	2.0%より1.0%を補給											
借換	市制度のみ借換可 【借換条件】 残高が当初の融資額の1/2未満であること。	借換不可										
その他	※天理市制度内併用不可 ※取扱い金融機関 (天理市内) 南都銀行・大和信用金庫・奈良信用金庫											

檀原市内で事業をされている方に

檀原市特別小口融資保証・檀原市緊急融資保証・檀原市創業支援融資保証

檀原市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	【特別小口】 次の①～③を満たすこと。 ①この制度にかかる債務がない。 ②個人：市内に住所を有する。 法人：市内に事業所を有する。 ③市税を完納していること。	【緊急融資】 次の①～③を満たすこと。 ①この制度にかかる債務がない。 ②個人：市内に住所を有する。 法人：市内に事業所を有する。 ③市税を完納していること。	【創業支援】 次の①～②を満たすこと。 ①個人：市内に住所を有し、事業を行う具体的計画を有している。 法人：市内において事業を行う具体的計画を有している。 ②市税を完納していること。 ※既に創業している方はご利用いただけません。									
保証限度額	1,000万円	200万円	1,000万円									
保証割合	80% (責任共有保証)	80% (責任共有保証)	100% (責任共有対象外保証)									
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金	運転資金、設備資金、運設資金	運転資金、設備資金、運設資金									
返済方法	分割 (半年以内の据置可)	分割 (半年以内の据置可)	分割 (半年以内の据置可)									
保証期間	5年	3年	7年									
保証料率	【特別小口】 【緊急融資】 責任共有基本料率より檀原市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
保証料率	【創業支援】 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より檀原市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%					1.00						
市負担					1.00							
本人負担					0.00						—	—
貸付利率	1.4%	1.0%					1.1%					
借換	市制度を含むすべての制度の借換可 ※同一制度での借換は不可					市制度を含むすべての制度の借換可 ※同一制度での借換は不可					—	
その他	特別小口融資保証については、①えるぼし認定②くるみん認定③健康経営優良法人認定④奈良県SDGs企業認証(スタンダード認証、アドバンス認証)のいずれかの認証等を受けている場合に、利子補給があります。詳細については檀原市役所にお問い合わせください。 ※檀原市制度内併用可 ※取扱い金融機関 南都銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・京都銀行											

桜井市内で事業をされている方に

桜井市中小企業融資保証・桜井市木材産業特別融資保証

桜井市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>【中小企業】 次の①～⑤を満たすこと。 ①個人：市内に引続き6ヶ月以上住所を有していること。 法人：市内に引続き6ヶ月以上事業所を有し、市内に法人登記があること。 ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいること。 ③市税を完納していること。 ④市制度融資の残高がないこと。 ⑤反社会的勢力(暴力団員等)に該当しないこと。</p>	<p>【木材産業特別】 次の①～⑥を満たすこと。 ①個人：市内に引続き6ヶ月以上住所を有していること。 法人：市内に引続き6ヶ月以上事業所を有し、市内に法人登記があること。 ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいること。 ③市税を完納していること。 ④市制度融資の残高がないこと。 ⑤反社会的勢力(暴力団員等)に該当しないこと。 ⑥木材業者であること。</p>										
保証限度額	700万円	1,000万円										
保証割合	80% (責任共有保証)	80% (責任共有保証)										
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金	運転資金、設備資金、運設資金										
返済方法	分割(半年以内の据置可)	分割(半年以内の据置可)										
保証期間	5年	4年										
保証料率	責任共有基本料率より桜井市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	市負担	1.33	1.23	1.09	0.95	0.81	0.70	0.56	0.42	0.32		
	本人負担	0.57	0.52	0.46	0.40	0.34	0.30	0.24	0.18	0.13	○	○
貸付利率	2.0% (後日、1.0%を補給)						0.8%					
借換	市制度を含むすべての制度の借換可 【桜井市制度間での借換条件】 ①残高が当初の融資額の1/2未満であること。 ②同一金融機関での借換であること。 ③返済緩和の条件変更をしていないこと。 ④延滞していないこと。 ※桜井市以外の制度融資から桜井市制度融資に借り換える場合は条件なし。						借換不可					
その他	※桜井市制度内併用不可 ※取扱い金融機関 (中小企業融資) 南都銀行・大和信用金庫・三十三銀行桜井支店 (木材産業) 桜井市内の南都銀行・桜井市内の大和信用金庫											

桜井市内で事業をされている方に

桜井市宿泊事業者融資保証・桜井市創業者向け中小企業融資保証

桜井市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>【宿泊事業者】 次の①～⑥を満たすこと。 ①個人：市内に引続き6ヶ月以上住所を有していること。 法人：市内に引続き6ヶ月以上事業所を有し、市内に法人登記があること。 ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいること。 ③市税を完納していること。 ④市制度融資の残高がないこと。 ⑤反社会的勢力(暴力団員等)に該当しないこと。 ⑥旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテルを営む者、同法同条第3項に規定する簡易宿泊業を営む者または住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であること。</p>	<p>【創業者】 これから新たに事業を営むもの、または事業開始後5年を経過していないものであって、次の①～④を満たすこと。 ①次のいずれかに該当すること。 (ア)個人：市内に住所を有していること。 (イ)法人：市内に登記の事業所を有していること。 (ウ)市内で新たに事業を営む具体的な計画を有する、または現に事業を営んでいること。 ②市税を完納していること。 ③市制度融資の残高がないこと。 ④反社会的勢力(暴力団員等)に該当しないこと。</p>										
保証限度額	3,000万円	1,000万円										
保証割合	80% (責任共有保証)	100% (責任共有対象外保証)										
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金	運転資金、設備資金、運設資金										
返済方法	分割(半年以内の据置可)	分割(半年以内の据置可)										
保証期間	10年	7年										
保証料率	【宿泊事業者】 責任共有基本料率より桜井市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	市負担	1.33	1.23	1.09	0.95	0.81	0.70	0.56	0.42	0.32		
本人負担	0.57	0.52	0.46	0.40	0.34	0.30	0.24	0.18	0.13	—	—	
保証料率	【創業支援】 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より桜井市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%					1.00						
	市負担					0.70						
本人負担					0.30					○	○	
貸付利率	2.0% (後日、1.0%を補給)											
借換	<p>市制度を含むすべての制度の借換可 【桜井市制度間での借換条件】 ①残高が当初の融資額の1/2未満であること。 ②同一金融機関での借換であること。 ③返済緩和の条件変更をしていないこと。 ④延滞していないこと。 ※桜井市以外の制度融資から桜井市制度融資に借り換える場合は条件なし。</p>											
その他	<p>※桜井市制度内併用不可 ※取扱い金融機関 南都銀行・大和信用金庫・三十三銀行桜井支店</p>											

五條市内で事業をされている方に

五條市特別小口融資保証・五條市緊急特別小口融資保証

五條市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	【特別小口】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に引続き6ヶ月以上住所または事業所を有する。 法人：市内に引続き6ヶ月以上事業所を有する。 ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる。 ③市税を完納している。	【緊急特別小口】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に引続き6ヶ月以上住所または事業所を有する。 法人：市内に引続き6ヶ月以上事業所を有する。 ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる。 ③市税を完納している。										
保証限度額	300万円	200万円										
保証割合	80% (責任共有保証)	80% (責任共有保証)										
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金	運転資金、設備資金、運設資金										
返済方法	分割 (半年以内の据置可)	分割										
保証期間	3年	1年										
保証料率	責任共有基本料率より五條市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
貸付利率	2.0%											
借換	借換不可											
その他	※五條市制度内併用不可 ※取扱い金融機関：五條市内の南都銀行											

御所市内で事業をされている方に

御所市特別保証

御所市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>次の①～③を満たすこと。</p> <p>①市内に引続き6ヶ月以上住所または事業所を有する。</p> <p>②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる。</p> <p>③市税を完納していること。</p> <p>※この制度の保証人になっていないもの</p> <p>※この制度の債務がないこと。</p>											
保証限度額	700万円											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割 (半年以内の据置可)											
保証期間	5年											
保証料率	責任共有基本料率より御所市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
貸付利率	2.0%											
借換	借換不可											
その他	<p>※御所市制度内併用不可</p> <p>※取扱い金融機関</p> <p>南都銀行：御所支店</p> <p>大和信用金庫：新庄支店</p> <p>奈良中央信用金庫：新庄支店</p>											

生駒市内で事業をされている方に

生駒市事業融資資金保証・生駒市創業支援資金保証

生駒市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>【事業融資資金】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に引続き1年以上住所を有している。 法人：1年以上市内に登録された事業所を有する。 ②引続き5年以上同一事業を営んでおり、本市において事業の継続が見込まれる。 ③市税を滞納していない。</p>	<p>【創業支援資金】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に居住している、またはこれから市内で事業を営む具体的計画を有している。 法人：市内に登録された事業所を有している、またはこれから市内で事業を営む具体的計画を有している。 ②創業後5年以内であること。(個人で事業を営んだ後に法人になったものにあつては、個人で事業を営んで5年)または、これから新たに事業を営むもの ③市税を滞納していない。</p>																																																										
	保証限度額	1,000万円	1,000万円																																																									
保証割合	80% (責任共有保証)	100% (責任共有対象外保証)																																																										
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金	運転資金、設備資金、運設資金																																																										
返済方法	分割 (半年以内の据置可)	分割 (半年以内の据置可)																																																										
保証期間	500万円以下 4年 500万円超 7年	500万円以下 4年 500万円超 7年																																																										
保証料率	<p>【事業融資】 責任共有基本料率より生駒市の補助あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市負担</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>												区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	○	○
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																																
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																			
市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																			
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	○	○																																																	
<p>【創業支援】 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より生駒市の補助あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>担保</th> <th>会計参与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市負担</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>												区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与	年率%					1.00							市負担					1.00							本人負担					0.00					—	—	
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与																																																	
年率%					1.00																																																							
市負担					1.00																																																							
本人負担					0.00					—	—																																																	
貸付利率	2.0%																																																											
借換	<p>市制度を含むすべての制度の借換可 【生駒市制度間での借換条件】 ①残高が当初の融資額の1/2未満であること。 ②同一金融機関での借換であること。 ③返済緩和の条件変更をしていないこと。 ④延滞していないこと。 ※生駒市以外の制度融資から生駒市制度融資に借り換える場合は条件なし。</p>																																																											
その他	<p>※生駒市制度内併用不可 ※取扱い金融機関【奈良県内の下記の機関】 りそな銀行・京都銀行・南都銀行・奈良信用金庫・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・京都中央信用金庫</p>																																																											

生駒市内で事業をされている方に

生駒市企業立地促進事業保証・生駒市再生可能エネルギー保証

生駒市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	<p>【企業立地促進】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に引続き1年以上住所を有している。 法人：1年以上市内に登録された事業所を有する。 ②引続き5年以上同一事業を営んでいること。 ③市税を滞納していない。</p>	<p>【再生可能エネルギー】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に引続き1年以上住所を有している。 法人：1年以上市内に登録された事業所を有する。 ②事業を営んでいること。 ③市税を滞納していない。</p>										
保証限度額	3,000万円	1億円										
保証割合	80% (責任共有保証)	80% (責任共有保証)										
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金	再生エネルギー電気を供給する事業に使用する装置										
返済方法	分割 (半年以内の据置可)	分割 (半年以内の据置可)										
保証期間	500万円以下 4年 500万円超 7年	500万円以下 4年 500万円超3,000万円以下 7年 3,000万円超 15年										
保証料率	【企業立地促進】【再生可能 (一般保険)】 責任共有基本料率より生駒市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	○	○	
保証料率	【再生可能 (エネルギー保証)】 責任共有対象・リスク考慮型対象外料率より生駒市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%					1.10						
	市負担					1.10						
本人負担					0.00					—	—	
貸付利率	2.0%											
借換	<p>市制度を含むすべての制度の借換可 【生駒市制度間での借換条件】 ①残高が当初の融資額の1/2未満であること。 ②同一金融機関での借換であること。 ③返済緩和の条件変更をしていないこと。 ④延滞していないこと。 ※生駒市以外の制度融資から生駒市制度融資に借り換える場合は条件なし。</p>						借換不可					
その他	<p>※生駒市制度内併用不可 ※取扱い金融機関【奈良県内の下記の機関】 りそな銀行・京都銀行・南都銀行・奈良信用金庫・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・京都中央信用金庫</p>											

香芝市内で事業をされている方に

香芝市運転資金保証・香芝市設備資金保証・香芝市創業支援資金保証

香芝市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資 格 要 件	【運転】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に引続き1年以上居住している。 法人：市内に1年以上本店登記をしている。 ②引続き1年以上同一事業を営んでいる。 ③市税を完納している。	【設備】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内に引続き1年以上居住している。 法人：市内に1年以上本店登記をしている。 ②引続き1年以上同一事業を営んでいる。 ③市税を完納している。 ※市外で3年以上同一事業を営み、市内に事業所を新設し、設備投資を行う具体的計画を有する場合は設備資金の利用が可能。 ※市内に居住（法人は本店登記）している場合、設備設置は市外でも可能。（ただし1,000万円まで） ※市内において引続き1年以上同一事業を営んでいるもので、市内の事業所（新たに市内に事業所を設置する場合を含む。）において設備投資を行う具体的計画を有している場合は、設備資金の利用が可能。	【創業】 次の①～③のいずれかに該当し、かつ、市税を完納しているものでこれから新たに事業を営むもの、または事業開始後1年未満の中小企業者 ①市内に住所を有する。 ②市内に事業所を有する。 ③市内で新たに事業を営む具体的計画を有する。									
	保証限度額	500万円	3,000万円	1,000万円								
保証割合	80%（責任共有保証）	80%（責任共有保証）	100%（責任共有対象外保証）									
資金使途	運転資金	設備資金	運転資金、設備資金、運設資金									
返済方法	分割	分割（半年以内の据置可）	分割（半年以内の据置可）									
保証期間	5年	1,000万円以下 7年 1,000万円超 10年	7年									
保 証 料 率	【運転】【設備】責任共有基本料率より香芝市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
市負担	1.33	1.23	1.09	0.95	0.81	0.70	0.56	0.42	0.32			
本人負担	0.57	0.52	0.46	0.40	0.34	0.30	0.24	0.18	0.13	○	○	
保 証 料 率	【創業支援】責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より香芝市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
年率%					1.00							
市負担					0.70							
本人負担					0.30					—	—	
貸付利率	2.0%より1.0%を補給											
借換	市制度を除く制度の借換可											
その他	※香芝市制度内併用不可 ※取扱い金融機関 (香芝市内) 南都銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫											

葛城市内で事業をされている方に

葛城市運転資金保証・葛城市設備資金保証・葛城市創業支援資金保証

葛城市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	【運転】 次の①～④を満たすこと。 ①個人：市内に引続き1年以上居住している。 法人：市内に1年以上事業所を有する。 ②引続き1年以上同一事業を営んでいる。 ③市税を滞納していない。 ④本制度の保証人になっていない。	【設備】 次の①～④を満たすこと。 ①個人：市内に引続き1年以上居住している。 法人：市内に1年以上事業所を有する。 ②引続き1年以上同一事業を営んでいる。 ③市税を滞納していない。 ④本制度の保証人になっていない。	【創業】 次の①～③を満たすこと。 ①新たに事業を開始するもの、または開始後1年未満のもの ②個人：市内に居住している。 （事業開始前のものを含む） 法人：市内に事業所を登記している。（する） ③市税を滞納していない。									
保証限度額	500万円	1,000万円	1,000万円									
保証割合	80%（責任共有保証）	80%（責任共有保証）	100%（責任共有対象外保証）									
資金使途	運転資金	設備資金	運転資金、設備資金									
返済方法	分割	分割（半年以内の据置可）	分割（半年以内の据置可）									
保証期間	4年	5年	5年									
保証料率	【運転】【設備】責任共有基本料率より葛城市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	市負担	1.33	1.23	1.09	0.95	0.81	0.70	0.56	0.42	0.32		
本人負担	0.57	0.52	0.46	0.40	0.34	0.30	0.24	0.18	0.13	○	○	
保証料率	【創業】責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より葛城市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%					1.00						
	市負担					0.70						
本人負担					0.30					—	—	
貸付利率	2.0%より1.0%を補給											
借換	市制度を含むすべての制度の借換可 【葛城市制度間での借換条件】 ①残高が当初の融資額の1/2以下であること。 ②期間が当初の1/2以下であること。 ※葛城市以外の制度融資から葛城市制度融資に借り換える場合は条件なし。											
その他	※葛城市制度内併用不可 ※取扱い金融機関 【南都銀行】 新庄支店・高田支店（旧尺土支店、旧高田本町支店取扱）・高田北支店・香芝支店・御所支店 【大和信用金庫】 新庄支店・香芝支店・香芝中央支店・高田支店 【奈良中央信用金庫】 新庄支店・香芝支店・高田支店											

宇陀市内で事業をされている方に

宇陀市中小企業等資金融資保証

宇陀市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～③を満たすこと。 ①個人：市内で引続き1年以上住所があること。 法人：市内で引続き1年以上事業所があること。 ②市内で引続き1年以上同一事業を営んでいること。 ③市税を滞納していないこと。											
保証限度額	運転資金	500万円										
	設備資金	1,000万円										
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金使途	運転資金、設備資金											
返済方法	分割 (設備資金のみ半年以内の据置可)											
保証期間	運転資金	4年	設備資金	5年								
保証料率	責任共有基本料率より宇陀市の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	市負担	1.33	1.23	1.09	0.95	0.81	0.70	0.56	0.42	0.32		
	本人負担	0.57	0.52	0.46	0.40	0.34	0.30	0.24	0.18	0.13	○	○
貸付利率	2.0%より1.0%を補給											
借換	市制度を除く制度の借換可											
その他	※宇陀市制度内併用不可 ※取扱い金融機関 南都銀行・大和信用金庫											

平群町内で事業をされている方に

平群町小口融資保証

平群町内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～④を満たすこと。 ①町内に1年以上居住している。 ②町内に事業所を有する。 ③町内で引続き1年以上同一事業を営んでいる。 ④町税を完納											
保証限度額	500万円											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割 (半年以内の据置可)											
保証期間	4年											
保証料率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	※平群町から保証利用者に直接保証料補助が行われる。											
貸付利率	2.0%より1.0%を補給											
借換	借換不可											
その他	※平群町制度内併用不可 ※取扱い金融機関 南都銀行平群支店・奈良中央信用金庫平群支店・奈良信用金庫本店営業部龍田川出張所											

田原本町内で事業をされている方に

田原本町中小企業資金保証・田原本町創業支援資金保証

田原本町内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	【中小企業】 次の①～③を満たすこと。 ①個人：町内に引続き1年以上住所および事業所を有していること。 法人：町内に引続き1年以上法人登録された事業所を有し、町税等が課税されていること。 ②町内で1年以上引続き同一事業を営んでいること。 ③町税等を滞納していないこと。 ※この制度の債務がないこと。 ※この制度の保証人になっていないこと。	【創業支援】 次の①～④を満たすこと。 ①個人：町内に住所を有していること。 法人：町内に法人登記されている事業所を有していること。 ②町内において新たに事業を営む具体的な計画を有し、または現に事業を営んでいること。 ③創業後1年以内であること。 ④町税等を滞納していないこと。 ※この制度の保証人になっていないこと。										
保証限度額	1,000万円	1,000万円										
保証割合	80% (責任共有保証)	100% (責任共有対象外保証)										
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金	運転資金、設備資金、運設資金										
返済方法	分割 (半年以内の据置可)	分割 (半年以内の据置可)										
保証期間	5年	7年										
保証料率	【中小企業】 責任共有基本料率より田原本町の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
町負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
保証料率	【創業支援】 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より田原本町の補助あり											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%					1.00						
町負担					1.00							
本人負担					0.00						—	—
貸付利率	2.0%											
借換	借換不可											—
その他	※田原本町制度内併用不可 ※取扱い金融機関 南都銀行田原本支店・奈良中央信用金庫本店											

明日香村内で事業をされている方に

明日香村中小企業資金保証

明日香村内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	次の①～②を満たすこと。 ①個人：村内で引続き1年以上居住し、1年以上同一事業を営んでいること。 法人：村内で引続き1年以上事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいること。 ②納期到来分まで村税を完納											
保証限度額	1,000万円											
保証割合	80% (責任共有保証)											
資金使途	運転資金、設備資金、運設資金											
返済方法	分割 (半年以内の据置可)											
保証期間	4年											
保証料率	責任共有基本料率											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担保	会計参与
	年率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	村負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
貸付利率	2.0%より1.0%を補給											
借換	村制度を含むすべての制度の借換可											
その他	※明日香村制度内併用不可 ※取扱い金融機関 【南都銀行】明日香支店・高取支店・神宮前支店 【大和信用金庫】橿原支店 【奈良中央信用金庫】橿原支店											

市町村制度必要書類

協会が必要と定める書類以外に、各市町村融資にて必要となる書類は下記の通りです。
 ※その他、金融機関・信用保証協会の審査に必要となる書類がある場合、追加で提出を求められる場合があります。
 詳しくは各市町村へお問い合わせください。

奈良市	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業資金融資申請書 ・事業計画書(認定枠のみ) 【個人の場合】 ・市県民税納税証明書 【法人の場合】 ・法人市民税納税証明書
大和高田市	<ul style="list-style-type: none"> ・市税完納証明書 ・暴力団排除に関する誓約書 ・個人(法人)情報の取扱いに関する同意書(市様式による) ・経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定に基づく市長の証明を受けたことを証する書(写)(創業者支援融資の場合)
大和郡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・大和郡山市中小企業融資保証申請書 ・債務保証料補給申請書 ・個人(法人)情報の提供等に関する同意書(市様式による) ・見積書(運転資金の場合は不要) ・計画図面(店舗改造資金の場合のみ) 【個人の場合】 ・直近2ヶ年分の確定申告書 【法人の場合】 ・直近2期分の決算書(付属明細書を含む) ・登記事項証明書(直近3ヶ月以内に発行されたもの)
天理市	<ul style="list-style-type: none"> ・天理市中小企業融資申請書(※一部書式変更有) ・市税の滞納がない証明書(3ヶ月以内に発行されたもの) 【個人の場合】 ・住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)
橿原市	<ul style="list-style-type: none"> ・融資申込書 ・市税納税証明書(法人の場合は法人市民税納税証明書)(1ヶ月以内に発行されたもの)
桜井市	<ul style="list-style-type: none"> ・桜井市中小企業融資保証申請書(中小企業・創業者の場合) ・桜井市木材産業特別融資保証申請書(木材産業特別の場合) ・桜井市宿泊事業者融資保証申請書(宿泊事業者の場合) ・市税の滞納がない証明書(写し可)(2ヶ月以内のもの) 【個人の場合】 ・住民票(写し可)(3ヶ月以内のもの)
五條市	<ul style="list-style-type: none"> ・五條市中小企業融資申請書 ・市税完納証明書
御所市	<ul style="list-style-type: none"> ・御所市中小企業資金融資保証申請書 ・委任状(金融機関等が代理申請する場合) ・見積書(写)(設備資金の場合) ・許認可書(写)(必要な業種) 【個人の場合】 ・市税完納証明書(写) ・住民票抄本(写)(申請者本人分) ・印鑑証明書(写) ・直近の確定申告書(写) 【法人の場合】 ・市税完納証明書(写)(御所市が当該法人および当該法人代表者に課税しているものすべて) ・住民票抄本(写)(法人の代表者) ・直近3期分の決算書(付属明細書を含む) ・商業登記簿謄本(写し可)(3ヶ月以内のもの) ・印鑑証明書(写)(法人、代表者それぞれのもの) ・直近の残高試算表 ・定款(写)

生駒市	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明請求書 ・暴力団排除に係る誓約書と役員等の一覧表 ・商業登記簿謄本(写し可) ・住民票
香芝市	<ul style="list-style-type: none"> ・香芝市中小企業資金融資申込書(正副2部提出) ・信用保証委託申込書(写) ・申込人(企業)概要(写) ・市町村税の滞納のない証明書 ※本市で課税されていない個人または法人のみ ・許認可書・免許等(写)(必要な業種) ・事業内容、所在地の分かる書類(HP等) ・事業所の位置図 ・見積書(写)、契約書等(写)(設備資金の場合) ・創業・再挑戦計画書(新規創業者の場合) <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近2年分の確定申告書(ただし、設備資金の内「市外において引続き3年以上同一事業を営んでおり、新たに市内事業所を設置する計画を有している中小企業者」の要件を用いる場合は3年分提出要) ・住民票(写) ・開業届出書(写)(新規創業者の場合) ・1年以内に事業を行っていないことがわかる書類(新規創業者の場合) <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近2期分の決算書(ただし、設備資金の内「市外において引続き3年以上同一事業を営んでおり、新たに市内事業所を設置する計画を有している中小企業者」の要件を用いる場合は3期分提出要) ・登記事項証明書(写) ・定款(写)
葛城市	<ul style="list-style-type: none"> ・葛城市中小企業資金融資申込書 ・事業計画書 ・事業証明書 ・事業所の位置図 ・印鑑証明書(最近3ヶ月以内のもの) ・滞納のない証明書 ・許認可証・免許等(写)(必要な業種) ・見積書(設備資金の場合) ・委任状(金融機関に委任する場合) <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書(提出できる場合) ・住民票抄本 ・源泉徴収票(退職年月日の記載があるもの)(創業の場合) <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本(写) ・直近2期分の決算書 ・定款(写) ・創業・再挑戦計画書(創業の場合)
宇陀市	<ul style="list-style-type: none"> ・宇陀市中小企業資金融資申込書 ・納税証明書(本市に納めるべきすべての市税に滞納がない証明。連帯保証人も含む) ・許認可書・免許等(写)(複数の場合はすべて添付) ・事業証明書(税務課で交付) ・事業所の位置図 ・見積書(写)(設備資金の場合) ・委任状(金融機関等が代理申請する場合) <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近2期分の確定申告書(写) ・住民票抄本 ・印鑑証明書(最近3ヶ月以内のもの) <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近2期分の決算書(決算の時期から6ヶ月を超える場合、残高試算表も添付) ・印鑑証明書(法人・連帯保証人の最近3ヶ月以内のもの各1通) ・商業登記簿謄本 ・定款(写)

平 群 町	<ul style="list-style-type: none"> ・平群町中小企業小口融資申請書(町様式による) ・納税証明書(町様式による) ・住民票抄本(町様式による。申請者(法人の場合は代表者)と保証人) ・計画図面(資金用途が店舗改造資金の場合) ・同意書(町様式による) ・事業に係る許認可の写し(許認可が必要な業種のみ) ・見積書(運転資金の場合不要) 【個人の場合】 ・確定申告書の写し 【法人の場合】 ・登記簿謄本、定款、決算書および資産書の写し
田 原 本 町	<ul style="list-style-type: none"> ・田原本町中小企業資金融資制度申請書 ・事業所の位置図 ・同一事業を引続き1年以上営んでいることが分かる書類(確定申告書2期分(写)など) ・事業計画書(創業支援資金の場合) 【法人の場合】 ・商業登記簿謄本(写し可) <p>※町で資格要件が確認できない場合、追加で提出を求めることがあります。</p>
明 日 香 村	<ul style="list-style-type: none"> ・明日香村中小企業資金融資制度申請書(様式第1号) ・信用保証委託申込書 ・村税納税証明書 ・事業に係る許認可書(写) ・見積書(資金用途が運転資金の場合は不要) ・計画図面(資金用途が店舗改造資金の場合のみ必要) 【個人の場合】 ・確定申告書(写) ・住民票または村内で1年以上の居住が確認できる同等書類 【法人の場合】 ・登記簿謄本、定款、決算書および資産書(写) <p>※上記書類をそろえ正副2部を提出(副本はコピー可)</p>

お問い合わせ窓口 (令和8年4月現在)

部署名		TEL	FAX	業務内容
保証支援部	保証支援課	(0742) 33-0710	(0742) 33-0553	保証申込、保証条件変更に関する業務、金融相談等各種相談業務、担保に関する業務
	創業支援課	33-3520		創業に関する相談および保証申込および保証条件変更に関する業務
	保証事務課	33-0552		保証申込登録業務、保証書発行業務、信用保証料に関する業務、団信に関する業務
経営支援部	経営支援課	33-0559	33-6606	経営支援に関する相談および保証申込および保証、条件変更に関する業務、事故報告(当然喪失は除く)に関する業務、事故報告後の保証条件変更申込に関する業務、代位弁済事前協議に関する業務
管理部	管理課	33-0555	33-3883	事故報告(当然喪失に限る)に関する業務、代位弁済請求に関する業務、代位弁済実行に関する業務
		33-0554		求償権の回収、訴訟等に関する業務
総務企画部	総務部	33-0551	33-4501	経理・人事・研修等に関する業務
	企画課	33-0548		保証制度の創設、広報に関する事項、各種統計データに関する事項、金融機関・地公体との約定書・契約の締結に関する事項、電算システムに関する事項、償還報告・貸付実行報告に関する事項
業務監査室		33-0512	33-6606	内部検査に関する業務

(本 店)

所在地 〒630-8668
奈良市法蓮町163番地の2



ホームページはこちら！
<https://www.nara-cgc.or.jp>





LINEはこちらから！

最新情報や役立つ情報を配信しております！



左記QRコードを読み取りいただくか
友だち追加のID検索にて「@cgc-nara」を
検索し、友だち登録をお願いします！！